

空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）による航空機燃料譲与税の譲与金及び特別とん譲与税法（昭和三十二年法律第七十七号）による特別とん譲与税の譲与金をいう。）並びにこれらに関する諸費

一時借入金の利子
ハ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子

二 附属諸費
(一般会計からの繰入れの特例)

第二十四条 第六条の規定にかかるわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、当該年度における所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の三十三・一、酒税の収入見込額の百分の五十並びに消費税の収入見込額の百分の十九・五に相当する金額の合算額に、当該年度の地方交付税に相当する金額（まだ交付税特別会計に繰り入れていない額を加算し、又は当該合方交付税に相当する金額を超えて交付税特別会計に繰り入れた額を控除した額に相当する金額を、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

(剩余金の処理の特例)

第二十五条 交付税特別会計において、毎会計年度以前の年度における地方交付税法による地方交付税に相当する金額（まだ交付税特別会計に繰り入れていない額を加算し、又は当該合方交付税に相当する金額を超えて交付税特別会計に繰り入れた額を控除した額に相当する金額を、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

第二十六条 第十五第四項の規定にかかるわらず、交付税特別会計において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、第八条第二項の規定は、適用しない。
(一時借入金の借換え)

第二十七条 第一項の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。
(繰越し)
3 第一項の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

第二十八条 交付税特別会計において、毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度に繰り越して使用することができる。

第二節 地震再保険特別会計
(目的)

第二十九条 地震再保険特別会計は、財務大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。
(管理)

第三十条 地震再保険特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入
イ 地震保険に関する法律第三条の規定による再保険の再保険料（第三十六条第一項に

おいて「再保険料」という。）

二 歳出
イ 地震保険に関する法律第三条の規定によ

る

再保険の再保険金（以下この節において「再保険金」という。）

ト 附属雑収入

ト 附属費

ト 附属諸費

ト 附属費

(歳入歳出予定計算書等の添付書類の特例)
第四十一条 第三条第二項第三号から第五号までの規定にかかるわらず、国債整理基金特別会計においては、同項第三号から第五号までに掲げる書類を添付することを要しない。

2 第三条第二項第一号及び第二号に掲げる書類のほか、国債整理基金特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度、前年度及び入歳出決定計算書等に、前々年度、前年度及び当該年度末における国債整理基金の年度末基金残高表を添付しなければならない。

2 第四十二条 第六条の規定にかかるわらず、国債整理基金に充てるため、毎会計年度、予算で定める金額を、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

2 第四十二条 第六条の規定にかかるわらず、国債整理基金に充てるため、毎会計年度、予算で定める金額を、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。(一般会計からの繰入れの特例)

2 第四十二条 第六条の規定にかかるわらず、国債整理基金に充てるため、毎会計年度、予算で定める金額を、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

入歳出決定計算書に、当該年度末における国債整理基金の年度末基金残高表を添付しなければならない。

2 第四十五条 第十二条の規定によるほか、国債整理基金は、国債に運用することができる。(国債整理基金の運用)

2 第四十六条 国債整理基金特別会計においては、各年度における国債の整理又は償還のために必要な金額を限度として、借換国債を発行することができる。(借換国債)

2 第四十六条 国債整理基金特別会計においては、各年度における国債の整理又は償還のために必要な金額を限度として、借換国債を発行することができる。

て取引当事者の一方が相手方と取り決めた利率又は約定した市場金利の期間における変化率(以下この項において「利率等」という。)に基づいて金銭を支払い、相手方が取引当事者の一方と取り決めた利率等に基づいて金銭を支払うことと相互に約する取引(これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定めた金額に相当する金銭又は通貨を授受することを約するものを含む。)をいう。

2 第四十七条 国債整理基金特別会計においては、各年度における国債の整理又は償還のために必要な金額を限度として、借換国債を発行することができる。

ホ 財政融資資金法 昭和二十六年法律第百号、第九条第一項の規定による一時借入金及び融通証券の利子

ヘ 第五十八条第三項の規定による国債整理財務大臣は、国債整理基金の運用に関する事務を、日本銀行に取り扱わせることができる。

リ 第六十五条第一項の規定による取引に要する経費

ヌ 第六十七条第二項ただし書の規定による事務を、日本銀行に取り扱わせることができるものとする。

ヲ 附属諸費用

ハ 借入金及び公債の償還金及び利子

ト 貸付金の償還金及び利子

ト 外貨債(外貨公債の発行に関する法律(昭和三十八年法律第六十三号)第一条第一項に規定する公債をいう。以下この節において同じ。)の発行による収入金

一 売出資の払込金

ハ 一般会計への繰入金

ハ 一時借入金の利子

ト 外貨債の償還金及び利子

ト 附属諸費用

一 前々年度の貸借対照表及び損益計算書

二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

三 前年度及び当該年度の投資の計画表

四 外貨債の発行を予定する年度にあつては、
その発行及び償還の計画表

(一般会計からの繰入対象経費)

第五十五条 投資勘定における一般会計からの繰入対象経費は、同勘定における出資の払込み金及

貸付金、一時借入金の利子、外貨債の償還金及び利子並びに外貨債の発行及び償還に関する諸費用に要する経費とする。

(資本並びに利益及び損失の処理)

第五十六条 財政融資資金勘定において、毎会計

年度の損益計算上生じた利益又は損失は、翌年

度に繰り越して整理するものとする。

2 第五十八条第三項の規定による繰入金に相当

する金額は、前項の繰越利益の額から減額して

整理するものとする。

第五十七条 投資勘定においては、附則第六十七

条第一項第二号の規定により設置する産業投資

特別会計の廃止の際における同会計の資本の額

に相当する金額をもって資本とする。

2 投資勘定においては、第五十九条第一項に規

定する一般会計からの繰入金は、予算で定める

ところにより、繰り入れるものとする。

3 第六条及び第五十五条の規定による一般会計

からの繰入金並びに前項に規定する一般会計か

らの繰入金に相当する金額は、投資勘定の資本

に組み入れて整理するものとする。

4 投資勘定において、毎会計年度の損益計算上

利益を生じた場合には、利益積立金に組み入れ

て整理し、損失を生じた場合には、利益積立金

を減額して整理するものとする。

5 投資勘定においては、予算で定めるところに

より、一般会計に繰り入れることができる。

6 第八条第二項及び前項の規定による一般会計

への繰入金に相当する金額は、第四項の利益積

立金の額から減額して整理するものとする。

(積立金)

第五十八条 財政融資資金勘定において、毎会計

年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合に

は、当該剰余金のうち、当該年度の歳入の収納

額（次項において「収納済額」という。）か

ら当該年度の歳出の支出額と第七十条の規定

による歳出金の翌年度への繰越額のうち支払義

務の生じた歳出金であつて当該年度の出納の完

結までに支出済みとならなかつたものとの合計

額（次項において「支出済額等」という。）を

控除した金額に相当する金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 財政融資資金勘定の毎会計年度の決算上収納

額が支出済額等に不足する場合には、前項の

積立金から補足するものとする。

3 第一項の積立金が毎会計年度末において政令

で定めるところにより算定した金額を超える場

合には、予算で定めるところにより、その超え

る金額に相当する金額の範囲内で、同項の積立

金から財政融資資金勘定の歳入に繰り入れ、當

該繰り入れた金額を、同勘定から国債整理基金

特別会計に繰り入れることができる。

4 財政融資資金勘定において、毎会計年度の歳

入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、第八

条第二項の規定は、適用しない。

(投資財源資金)

第五十九条 投資勘定においては、投資の財源の

一部を補足すべき原資の確保を図るために投資

財源資金を置き、一般会計からの繰入金及び投

資財源資金の運用による利益金をもつてこれに

充てる。

4 投資財源資金は、予算で定めるところによ

り、使用するものとする。

2 投資財源資金の受払いは、財務大臣の定める

ところにより、投資勘定の歳入歳外出として經

理するものとする。

4 投資勘定において第十二条の規定による運用

ににより利益金を生じた場合には、当該利益金

を、投資財源資金に編入するものとする。

(投資財源資金の添付書類)

第六十条 第九条第二項第一号から第三号までに

掲げる書類のほか、財政投融资特別会計におい

ては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借

対照表及び損益計算書並びに当該年度末におけ

る運用資産明細表（財政融資資金勘定に係るも

のに限る。）を添付しなければならない。

(借入金対象経費)

第六十一条 財政融資資金勘定における借入金対

象経費は、財政融資資金の運用の財源に充てる

ために必要な経費とする。

(公債)

第六十二条 財政融資資金勘定において、財政融

資資金の運用の財源に充てるために必要がある

場合には、同勘定の負担において、公債を發行

することができる。

2 前項の規定による公債の發行の限度額につい

ては、予算をもつて、国会の議決を経なければ

ならない。

3 第一項の規定により公債を發行する場合に

は、第三条第二項第一号から第五号まで並びに

置

(財政融資資金の運用の財源に充てるための措

か、歳入歳出予定計算書等に、当該年度に発行を予定する公債の発行及び償還の計画表を添付しなければならない。(借入金の借入限度及び公債の発行限度の繰越し)

一 信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等にに関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第二条第一項の認可を受けた金融機関に信託

し、当該信託受益権を譲渡すること。

二 資産対応証券(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第十一項に規定する資産対応証券をいう。)を当該年度内に発行する特定目的会社(同条第三項に規定する資産対応証券をいう。)に譲渡すること。

三 第六十三条 第十四条の規定にかかるわらず、財政投融资資金勘定において、第十三条第二項又は前条第二項の規定により国会の議決を経た金額のうち、当該年度において借入金の借入れ又は公債の発行をしなかつた金額がある場合には、当該金額を限度として、かつ、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第七号)第三条の規定によりその翌年度において運用することができる金額の範囲内で、当該翌年度において、第十三条第一項及び第六十一条の規定により公債を発行することができる。

四 第六十四条 第十四条の規定により借入金をし、又は前条第一項の規定により公債を発行することがで

きる。

五 第六十五条 財務大臣は、財政融資資金勘定において、借入金をし、又は公債を発行した場合には、当該借入金又は公債の発行収入金に相当する金額を、財政融資資金に繰り入れるものとする。

2 前項の借入金又は公債の償還金がある場合には、当該償還金に相当する金額を、財政融資資金に金から財政融資資金勘定の歳入に繰り入れるものとする。

(財政融資資金への繰入れ等)

第六十四条 財政融資資金勘定において、借入金をし、又は公債を発行した場合には、当該借入金又は公債の発行収入金に相当する金額を、財政融資資金に繰り入れるものとする。

2 前項各号に掲げる措置をとつた場合には、同項第一号の規定により信託した

運用資産又は同項第二号の規定により譲渡した運用資産に係る元利金の回収その他回収に関する業務を受託することができる。

3 財務大臣は、第一項各号に掲げる措置をとつた場合には、同項第一号の規定により信託した

運用資産又は同項第二号の規定により譲渡した運用資産に係る元利金の回収その他回収に関する業務を受託することができる。

(財政融資資金の繰替使用)

第六十五条 財務大臣は、財政融資資金勘定において、借入金をし、又は公債を発行した場合には、当該借入金又は公債の発行収入金に相当する金額を、財政融資資金に繰り入れるものとする。

2 前項の規定による繰替金を返還する場合に

は、当該年度の歳入(第五十八条第二項の規定による積立金からの補足を含む。以下この項に

おいて同じ。)をもつて返還しなければならない。ただし、歳入不足のため返還することができない場合には、第十五条第六項の規定にかかる

おいて同一。)をもつて返還しなければならない。ただし、歳入不足のため返還することができない場合には、第十五条第六項の規定にかかる

財政融資資金の運用資産(以下この条において「運用資産」という。)を財政融資資金勘定に帰属させ、当該運用資産について、当該帰属させた年度内に、次に掲げる措置をとることができ

る。

一 信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に

に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第二条第一項の認可を受けた金融機関に信託

し、当該信託受益権を譲渡すること。

二 資産対応証券(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第十一項に規定する資産対応証券をいう。)に譲渡すること。

三 第六十三条 第十四条の規定にかかるわらず、財政投融资資金勘定において、第十三条第二項又は前条第二項の規定により国会の議決を経た金額のうち、当該金額を限度として、かつ、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第七号)第三条の規定によりその翌年度において運用することができる。

四 第六十四条 第十四条の規定により借入金をし、又は前条第一項の規定により公債を発行することがで

きる。

五 第六十五条 財務大臣は、財政融資資金勘定において、借入金をし、又は公債を発行した場合には、当該借入金又は公債の発行収入金に相当する金額を、財政融資資金に繰り入れるものとする。

2 前項の規定による繰替金を返還する場合に

は、当該年度の歳入(第五十八条第二項の規定による積立金からの補足を含む。以下この項に

おいて同一。)をもつて返還しなければならない。ただし、歳入不足のため返還することができない場合には、第十五条第六項の規定にかかる

本 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源
機構法第十一條第一項第七号の規定に基づ
き行う事業（地熱に係るものに限る。）及
び脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の
ための低炭素水素等の供給及び利用の促進
に関する法律（令和六年法律第三十七号）
第十一条第一号の規定に基づき行う事業に係
る補助

ハ 非化石エネルギーを利用する設備の設置
又はエネルギーの利用の高度化に資する設
備の設置若しくは建築材料の使用を促進す
るための事業及び非化石エネルギーの流通
の合理化又はエネルギーの利用の高度化を
図るための調査に係る補助で政令で定める
もの

ト 非化石エネルギーを製造し、若しくは発
生させ、若しくは利用するための技術又は
エネルギーの利用の高度化のための技術の
開発でその円滑な実施が困難なものため
対策に係る附帯事務等に関する措置」とい
う。

二 前号に掲げる措置に附帯し、又は密接に
連する措置で政令で定めるもの（第八十八条
第一項において「エネルギー需給構造高度化
対策に係る附帯事務等に関する措置」とい
う。）

三 この節において「電源立地対策」とは、発電
用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七
十八号）第七条（同法第十条第四項において準
用する場合を含む。）の規定に基づく交付金
(第九十二条第三項及び第五項において「周辺
地域整備交付金」という。)の交付及び同法第
二条に規定する発電用施設（次項において「發
電用施設」という。）の周辺の地域における安
全対策のための財政上の措置その他の発電の用
に供する施設の設置及び運転の円滑化に資する
ための財政上の措置（第六項の措置に該当する
もの並びに発電の用に供する施設の設置又は改
造及び技術の開発を主たる目的とするものを除
く。）で政令で定めるものをいう。

四 この節において「電源立地対策」とは、発電
用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七
十八号）第七条（同法第十条第四項において準
用する場合を含む。）の規定に基づく交付金
(第九十二条第三項及び第五項において「周辺
地域整備交付金」という。)の交付及び同法第
二条に規定する発電用施設（次項において「發
電用施設」という。）の周辺の地域における安
全対策のための財政上の措置その他の発電の用
に供する施設の設置及び運転の円滑化に資する
ための財政上の措置（第六項の措置に該当する
もの並びに発電の用に供する施設の設置又は改
造及び技術の開発を主たる目的とするものを除
く。）で政令で定めるものをいう。

五 この節において「電源利用対策」とは、発電
用施設（これと密接な関連を有する施設を含
む。以下この項において同じ。）の利用の促進
及び安全の確保並びに発電用施設による電気の
供給の円滑化を図るために該当するものを除く。
この節において「電源利用対策」とは、発電
用施設（これと密接な関連を有する施設を含
む。以下この項において同じ。）の利用の促進
及び安全の確保並びに発電用施設による電気の
供給の円滑化を図るために該当するものを除く。）
である。次に掲げる財政上の措置

一 第九十二条の四第一項の規定による国債整
理基金特別会計への繰入れ

二 原子力損害賠償・廃炉等支援機構に対する
出資

口 国立研究開発法人日本原子力研究開発機
構に対する出資（高速増殖炉の開発、核燃
料物質の再処理技術の開発その他の業務で
政令で定めるものに係る出資に限る。）又
は交付金の交付

ハ 脱炭素成長型経済構造移行推進機構に対
する出資金の出資

二 発電用施設の設置又は改造に係る補助
(交付金、委託費その他の給付金の交付を
含む。本において同じ。)で政令で定める
もの

ト 発電用施設の設置又は改造を促進するた
もの

ホ 発電用施設の設置又は改造を促進するた
もの

イ 発電用施設の開発に係る補助で政令で定める
もの

二 発電用施設の安全を確保するために経済産
業大臣が行う措置であつて、政令で定める
もの

三 前二号に掲げる措置に附帯し、又は密接に
関連する措置で政令で定めるもの（第八十八
条第二項第二号チにおいて「電源利用対策に
係る附帯事務等に関する措置」という。）

四 この節において「原子力安全規制対策」と
は、発電用施設周辺地域整備法第二条に規定す
る発電用施設のうち原子力発電施設若しくは原
子力発電に使用される核燃料物質の再処理施設
その他の原子力発電と密接な関連を有する施
設、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制
に関する法律（昭和三十二年法律第三十二
号）第二条第六項に規定する化石燃料賦
課金

ロ 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の
推進に関する法律（令和五年法律第三十二
号）第二条第六項に規定する化石燃料賦
課金

ハ 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の
推進に関する法律（令和五年法律第三十二
号）第二条第六項に規定する化石燃料賦
課金

一 此の節において「原子力災害対策特別措置法
」とは、原子力事業所に設置されるものに関する安全
の確保を図るために該当するものを
いう。

二 この節において「原子力災害対策特別措置法
」とは、原子力災害対策特別措置法（平成十
一年法律第一百五十六号）第二条第四号に規定す
る原子力事業所に設置されるものに関する安全
の確保を図るために該当するものを
いう。

三 この節において「原子力損害賠償支援対策
」とは、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平
成二十三年法律第九十四号。以下この節におい
て「機構法」という。）の規定により行う原子
力損害の賠償の迅速かつ適切な実施を確保する
ための財政上の措置（前項及び次項
の措置に該当するものを除く。）であつて、次
に掲げるものをいう。

四 この節において「原子力損害賠償・廃炉等支
援機構法第十三条第二項、国立研究開発法人
新エネルギー・産業技術総合開発機構法第
十九条第三項及び脱炭素成長型経済構造へ
の円滑な移行の推進に関する法律第六十四
条第四項の規定による納付金であつて、こ
の勘定に帰属するもの

五 燃料安定制供給対策に係る附帯事務等に
関する措置に基づく収入金

二 原子力損害賠償・廃炉等支援機構に対する
出資

口 国家備蓄石油の取得、管理及び譲渡し並
びに国家備蓄施設の設置及び管理に要する
費用

ハ 第八十五条第二項第二号イの出資金、交
付金及び補助金

二 第八十五条第二項第二号ロの交付金
第八十五条第二項第一号ハからトまでの
補助金（交付金、補給金、補償金その他の
給付金を含む。チにおいて同じ。）

ト 第八十五条第三項第一号イの出資金及び
交付金

ニ 第八十五条第三項第一号ニからトまでの
補助金（交付金、補給金、補償金その他の
給付金を含む。チにおいて同じ。）

チ 第九十二条の三第一項の規定による電源
開発促進勘定への繰入金

リ 第九十二条の三第一項の規定による電源
開発促進勘定への繰入金

ル エネルギー需給構造高度化対策に係る附
帯事務等に要する費用

ヲ 脱炭素成長型経済構造移行債及び当該脱
炭素成長型経済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

ヲ 借入金の償還金及び利子

チ 脱炭素成長型経済構造移行債及び当該脱
炭素成長型経済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

チ 借入金の償還金及び利子

リ 脱炭素成長型経済構造移行債及び当該脱
炭素成長型経済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

リ 借入金の償還金及び利子

チ 脱炭素成長型経済構造移行債及び当該脱
炭素成長型経済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

チ 借入金の償還金及び利子

リ 脱炭素成長型経済構造移行債及び当該脱
炭素成長型経済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

リ 借入金の償還金及び利子

チ 脱炭素成長型経済構造移行債及び当該脱
炭素成長型経済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

チ 借入金の償還金及び利子

リ 脱炭素成長型経済構造移行債及び当該脱
炭素成長型経済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

リ 借入金の償還金及び利子

チ 脱炭素成長型経済構造移行債及び当該脱
炭素成長型経済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

チ 借入金の償還金及び利子

リ 脱炭素成長型経済構造移行債及び当該脱
炭素成長型経済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

リ 借入金の償還金及び利子

チ 脱炭素成長型経済構造移行債及び当該脱
炭素成長型経済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

チ 借入金の償還金及び利子

リ 脱炭素成長型経済構造移行債及び当該脱
炭素成長型経済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

リ 借入金の償還金及び利子

チ 脱炭素成長型経済構造移行債及び当該脱
炭素成長型経済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

チ 借入金の償還金及び利子

リ 脱炭素成長型経済構造移行債及び当該脱
炭素成長型経済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

リ 借入金の償還金及び利子

チ 脱炭素成長型絏済構造移行債及び当該脱
炭素成長型絏済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

チ 借入金の償還金及び利子

リ 脱炭素成長型絏済構造移行債及び当該脱
炭素成長型絏済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

リ 借入金の償還金及び利子

チ 脱炭素成長型絏済構造移行債及び当該脱
炭素成長型絏済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

チ 借入金の償還金及び利子

リ 脱炭素成長型絏済構造移行債及び当該脱
炭素成長型絏済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

リ 借入金の償還金及び利子

チ 脱炭素成長型絏済構造移行債及び当該脱
炭素成長型絏済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

チ 借入金の償還金及び利子

リ 脱炭素成長型絏済構造移行債及び当該脱
炭素成長型絏済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

リ 借入金の償還金及び利子

チ 脱炭素成長型絏済構造移行債及び当該脱
炭素成長型絏済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

チ 借入金の償還金及び利子

リ 脱炭素成長型絏済構造移行債及び当該脱
炭素成長型絏済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

リ 借入金の償還金及び利子

チ 脱炭素成長型絏済構造移行債及び当該脱
炭素成長型絏済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

チ 借入金の償還金及び利子

リ 脱炭素成長型絏済構造移行債及び当該脱
炭素成長型絏済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

リ 借入金の償還金及び利子

チ 脱炭素成長型絏済構造移行債及び当該脱
炭素成長型絏済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

チ 借入金の償還金及び利子

リ 脱炭素成長型絏済構造移行債及び当該脱
炭素成長型絏済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

リ 借入金の償還金及び利子

チ 脱炭素成長型絏済構造移行債及び当該脱
炭素成長型絏済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

チ 借入金の償還金及び利子

リ 脱炭素成長型絏済構造移行債及び当該脱
炭素成長型絏済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

リ 借入金の償還金及び利子

チ 脱炭素成長型絏済構造移行債及び当該脱
炭素成長型絏済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

チ 借入金の償還金及び利子

リ 脱炭素成長型絏済構造移行債及び当該脱
炭素成長型絏済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

リ 借入金の償還金及び利子

チ 脱炭素成長型絏済構造移行債及び当該脱
炭素成長型絏済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

チ 借入金の償還金及び利子

リ 脱炭素成長型絏済構造移行債及び当該脱
炭素成長型絏済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

リ 借入金の償還金及び利子

チ 脱炭素成長型絏済構造移行債及び当該脱
炭素成長型絏済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

チ 借入金の償還金及び利子

リ 脱炭素成長型絏済構造移行債及び当該脱
炭素成長型絏済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

リ 借入金の償還金及び利子

チ 脱炭素成長型絏済構造移行債及び当該脱
炭素成長型絏済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

チ 借入金の償還金及び利子

リ 脱炭素成長型絏済構造移行債及び当該脱
炭素成長型絏済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

リ 借入金の償還金及び利子

チ 脱炭素成長型絏済構造移行債及び当該脱
炭素成長型絏済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

チ 借入金の償還金及び利子

リ 脱炭素成長型絏済構造移行債及び当該脱
炭素成長型絏済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

リ 借入金の償還金及び利子

チ 脱炭素成長型絏済構造移行債及び当該脱
炭素成長型絏済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

チ 借入金の償還金及び利子

リ 脱炭素成長型絏済構造移行債及び当該脱
炭素成長型絏済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

リ 借入金の償還金及び利子

チ 脱炭素成長型絏済構造移行債及び当該脱
炭素成長型絏済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

チ 借入金の償還金及び利子

リ 脱炭素成長型絏済構造移行債及び当該脱
炭素成長型絏済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

リ 借入金の償還金及び利子

チ 脱炭素成長型絏済構造移行債及び当該脱
炭素成長型絏済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

チ 借入金の償還金及び利子

リ 脱炭素成長型絏済構造移行債及び当該脱
炭素成長型絏済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

リ 借入金の償還金及び利子

チ 脱炭素成長型絏済構造移行債及び当該脱
炭素成長型絏済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

チ 借入金の償還金及び利子

リ 脱炭素成長型絏済構造移行債及び当該脱
炭素成長型絏済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

リ 借入金の償還金及び利子

チ 脱炭素成長型絏済構造移行債及び当該脱
炭素成長型絏済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

チ 借入金の償還金及び利子

リ 脱炭素成長型絏済構造移行債及び当該脱
炭素成長型絏済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

リ 借入金の償還金及び利子

チ 脱炭素成長型絏済構造移行債及び当該脱
炭素成長型絏済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

チ 借入金の償還金及び利子

リ 脱炭素成長型絏済構造移行債及び当該脱
炭素成長型絏済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

リ 借入金の償還金及び利子

チ 脱炭素成長型絏済構造移行債及び当該脱
炭素成長型絏済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

チ 借入金の償還金及び利子

リ 脱炭素成長型絏済構造移行債及び当該脱
炭素成長型絏済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

リ 借入金の償還金及び利子

チ 脱炭素成長型絏済構造移行債及び当該脱
炭素成長型絏済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

チ 借入金の償還金及び利子

リ 脱炭素成長型絏済構造移行債及び当該脱
炭素成長型絏済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

リ 借入金の償還金及び利子

チ 脱炭素成長型絏済構造移行債及び当該脱
炭素成長型絏済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

チ 借入金の償還金及び利子

リ 脱炭素成長型絏済構造移行債及び当該脱
炭素成長型絏済構造移行債に係る借換国債
の発行及び償還に関する諸費用

リ 借入金の償還金及び利子

チ 脱炭素成長型絏済構造移行債及び当該脱
炭素成長型絏済構造移行債に係る借換国債
の発行及び

イ	原子力損害賠償支援資金からの受入金	ハ	周辺地域整備資金から生ずる收入 一時借入金の借換えによる収入金 ルギー需給勘定からの繰入金
ロ	一般会計からの繰入金	ニ	周辺地域整備資金からの受入金 一時借入金の借換えによる収入金
ハ	東日本大震災復興特別会計からの繰入金	ホ	周辺地域整備資金から生ずる收入 一時借入金の借換えによる収入金 ルギー需給勘定からの繰入金
ニ	借入金	ト	周辺地域整備資金から生ずる收入 一時借入金の借換えによる収入金 ルギー需給勘定からの繰入金
ホ	証券の発行収入金	ト	周辺地域整備資金から生ずる收入 一時借入金の借換えによる収入金 ルギー需給勘定からの繰入金
ヘ	機構法第五十九条第四項の規定による納付金	ト	周辺地域整備資金から生ずる收入 一時借入金の借換えによる収入金 ルギー需給勘定からの繰入金
チ	附属雑収入	ト	周辺地域整備資金から生ずる收入 一時借入金の借換えによる収入金 ルギー需給勘定からの繰入金
チ	附属雑収入	ト	周辺地域整備資金から生ずる收入 一時借入金の借換えによる収入金 ルギー需給勘定からの繰入金

<p>二 島出</p> <p>イ 原子力損害賠償支援資金への繰入金</p> <p>ロ 第九十五条の四第一項の規定による国債整理基金特別会計への繰入金</p> <p>ハ 借入金の償還金及び利子</p> <p>ニ 証券の償還金及び利子</p> <p>ホ 一時借入金及び融通証券の利子</p> <p>ヘ 証券及び融通証券の発行及び償還に関する諸費</p>
<p>ト 原子力損害賠償・廃炉等支援機構への出資</p>
<p>チ 事務取扱費</p>
<p>リ 附属諸費</p>
<p>(電源開発促進勘定の歳入及び歳出等の整理)</p>
<p>第八十九条 電源開発促進勘定においては、歳入及び歳出並びに資産及び負債を、政令で定めるところにより、電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策の区分に従つて整理しなければならない。</p>
<p>(一般会計からエネルギー需給勘定への繰入れの特例)</p>
<p>第九十条 第六条の規定にかかわらず、燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、当該年度の石油石炭税の収入額の予算額及び当該年度の前年度以前の各年度の石油石炭税(所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号)第九条の規定による改正前の石油税法(昭和五十三年法律第二十五回)の規定による石油税を含む。)の収入額の決算額(当該年度の前年度については、予算額。以下この条及び次条において同じ。)を合算した額から当該年度の前年度以前の各年度の一般会計からエネルギー需給勘定への繰入金(脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律附則第三条第二項又は第三項の規定による一般会計からエネルギー需給勘定への繰入金を除く。以下この条において同じ。)の決算額を合算した額を控除した額に相当する金額(以下この条において「繰入相当額」という。)を、予算で定めることにより、一般会計から同勘定に繰り入れるものとする。ただし、当該年度における燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に要する費用の額と予算を作成するときに、おいて第八条第一項の規定により当該年度の歳入に繰り入れるものとされる額の見込額その他の歳入の見込額(当該年度の一般会計からの繰</p>

(一般会計から電源開発促進勘定への繰入れの特例)
第九十一条 第六条の規定にかかるわらず、電源開発促進税の課税の目的を踏まえ、電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、当該年度の電源開発促進税の収入額の予算額及び当該年度の前年度以前で平成十九年度以降の各年度の電源開発促進税の収入額の決算額を合算した額を控除した額に相当する金額（以下この項において「繰入額」という。）を、予算で定めるところにより、一般会計から同勘定に繰り入れるものとする。ただし、当該年度における電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策に要する費用の額と予算を作成するときにおいて第八条第一項の規定により当該年度の歳入に繰り入れるものとされる額の見込額その他の歳入の見込額（当該年度の一般会計からの繰入金を除く。）との差額に照らして繰入額相当額の一部につき繰り入れる必要がないと認められる場合は、当該年度においては、当該一部の金額につき繰り入れないことができる。
前項の規定による一般会計からの繰入金は、毎会計年度、電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策に必要な費用を勘案して、予算で定めるところにより、それぞれの区分について繰り入れるものとする。
(一般会計から原子力損害賠償支援勘定への繰入対象経費)
第九十二条の二 原子力損害賠償支援勘定における一般会計からの繰入対象経費は、同勘定における借入金、証券、一時借入金及び融通証券の発行及利息に要する経費、証券及び融通証券の発行及び償還に関する諸費に要する経費、原子力損害賠償・廃炉等支援機構への出資に要する経費並びに事務取扱費に要する経費とする。
(エネルギー需給勘定から電源開発促進勘定への繰入れ)
第九十三条の三 第八十五条第五項第一号及び第三号に掲げる措置に要する費用のうち脱炭素成

2 長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第七条第二項の規定により国会の議決を経た費用の財源に充てるため、予算で定める金額を限り、エネルギー需給勘定から電源開発促進勘定に繰り入れることができる。

前項の規定による繰入れが行われる年度における第九十条ただし書の規定の適用についていは、同条ただし書中「費用の額」とあるのは、「費用の額並びに第九十一条の三第一項の規定による電源開発促進勘定への繰入金に相当する金額」とする。

(原子力損害賠償支援勘定から国債整理基金特別会計等への繰入れ)

第九十一条の四 機構法第四十八条第二項の規定により交付された国債の償還金並びに当該国債の交付及び償還に関する諸費の支出に必要な金額(事務取扱費の額に相当する金額を除く。)は、毎会計年度、原子力損害賠償支援勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

2 原子力損害賠償支援勘定の借入金又は証券については、第四十六条第一項及び第四十七条第一項の規定は、適用しない。

3 第一項に規定する事務取扱費の額に相当する金額は、毎会計年度、原子力損害賠償支援勘定から一般会計に繰り入れなければならない。

(周辺地域整備資金)

第九十二条 電源開発促進勘定に周辺地域整備資金を置き、同勘定からの繰入金及び第三項の規定による組入金をもつてこれに充てる。

2 前項の電源開発促進勘定からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

3 電源開発促進勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剩余金を生じた場合には、当該剩余金のうち、周辺地域整備交付金及び第八十五条第四項の財政上の措置に要する費用(政令で定めるものに限る。)に係る歳出予算における支出残額に相当する金額を限度として政令で定める金額を、周辺地域整備資金に組み入れるものとする。

4 電源開発促進勘定において、毎会計年度の歳入を生じた場合には、周辺地域整備資金から補足するものとする。

5 周辺地域整備資金は、周辺地域整備交付金及び第三項に規定する財政上の措置に要する費用

る国庫負担金として一般会計から受け入れる金額から減額し、なお残余があるときは翌々年度までに一般会計に返還し、当該不足額に相当する金額は、翌々年度までに一般会計から補填するものとする。

(歳入歳出決定計算書の添付書類)

第一百六条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、労働保険特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(一時借入金の借換え等)

第一百七条 第十五条第四項の規定にかかわらず、雇用勘定において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、同勘定の負担において、一時借入金の借換えをすることができる。

2 前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条第一項に規定する借入金とみなして、同項の規定を適用する。

3 第一項の規定により借り換えた一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

4 労災勘定又は雇用勘定においては、当該各勘定の積立金又は雇用安定資金に属する現金をそれぞれ繰り替えて使用することができる。

(目的)

第八節 年金特別会計

第一百八条 年金特別会計は、国民年金法(昭和三十四年法律第二百四十一号)による国民年金事業

(厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成二十一年法律第三十七号)以下「年金給付遅延加算金支給法」という。)による給付遅延特別加算金の支給を含む。以下この節において「国民年金事業」という。厚生年金保険法(昭和十九年法律第二百五十五号)による厚生年金保険事業(国民年金法の規定による拠出金の負担及び年金給付遅延加算金支給法による保険給付遅延特別加算金の支給を含む。以下この節において「厚生年金事業」という。)並びに健康保険法(大正十一年法律第七十号)による健康保険及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による船員保険に関し政府が行う業務に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。

(管理)

第一百九条 年金特別会計は、厚生労働大臣が、法定で定めるところに従い、管理する。

第一百十条 年金特別会計は、基礎年金勘定、国民年金勘定、厚生年金勘定、健康勘定及び業務勘定に区分する。

第一百一条 基礎年金勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入
イ 国民年金勘定及び厚生年金勘定からの繰入金
ロ 国民年金法第五条第九項に規定する実施機関たる共済組合等(以下この節において「実施機関たる共済組合等」という。)からの一時借入金の借換えによる収入金
ハ 附屬雑収入

二 歳出
イ 基礎年金給付費(年金給付遅延加算金支給による給付遅延特別加算金(国民年金法による老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金に係るものに限る。)の支給に要する費用を含む。次項第一号において同じ。)
ロ 国民年金勘定及び厚生年金勘定への繰入金
ハ 実施機関たる共済組合等への交付金

三 歳入
イ 厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入
イ 厚生年金保険事業の保険料
ロ 実施機関(厚生年金保険法第二条の五第十三条に規定する実施機関をいい、厚生労働大臣を除く。以下この節において同じ。)からの一時借入金の借換えによる収入金
ハ 附屬雑収入

二 歳出
イ 厚生年金保険事業の保険料
ロ 実施機関(厚生年金保険法第二条の五第十三条に規定する実施機関をいい、厚生労働大臣を除く。以下この節において同じ。)からの一時借入金の借換えによる収入金
ハ 附屬雑収入

三 歳入
イ 厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業の保険給付費(年金給付遅延加算金支給による保険給付遅延特別加算金の支給に要する費用を含む。)の支給による保険料
ロ 実施機関への交付金
ハ 基礎年金勘定への繰入金
チ 業務勘定への繰入金

四 歳入
イ 厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業の保険給付費(年金給付遅延加算金支給による保険給付遅延特別加算金の支給に要する費用を含む。)の支給による保険料
ロ 実施機関への交付金
ハ 基礎年金勘定への繰入金
チ 業務勘定への繰入金

五 歳入
イ 厚生年金保険の実施者たる政府に係る厚生年金保険事業の保険給付費(年金給付遅延加算金支給による保険給付遅延特別加算金の支給に要する費用を含む。)の支給による保険料
ロ 実施機関への交付金
ハ 基礎年金勘定への繰入金
チ 業務勘定への繰入金

六 歳出
イ 健康保険法第二条第二項に規定する疾病任意保険料(同法第三条第四項に規定する任意継続被保険者に係る保険料を除く。)
ロ 船員保険法第二百四十四条の規定による保険料(同法第二条第二項に規定する疾病任意保険料を除く。)
ハ 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第三条第五項の規定による納付金

七 歳出
イ 全国健康保険協会への交付金
ロ 一時借入金の利子
ニ 附屬諸費
ハ 業務勘定への繰入金
チ 附屬諸費
ニ 附屬諸費
ハ 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入
イ 一般会計からの繰入金
ロ 国民年金勘定からの繰入金
ハ 厚生年金勘定からの繰入金
チ 健康勘定からの繰入金

二 歳出
イ 一般会計からの繰入金
ロ 国民年金勘定からの繰入金
ハ 厚生年金勘定からの繰入金
チ 健康勘定からの繰入金

三 歳入
イ 一般会計からの繰入金
ロ 国民年金勘定からの繰入金
ハ 厚生年金勘定からの繰入金
チ 健康勘定からの繰入金

四 歳出
イ 一般会計からの繰入金
ロ 国民年金勘定からの繰入金
ハ 厚生年金勘定からの繰入金
チ 健康勘定からの繰入金

五 歳入
イ 一般会計からの繰入金
ロ 国民年金勘定からの繰入金
ハ 厚生年金勘定からの繰入金
チ 健康勘定からの繰入金

六 歳出
イ 一般会計からの繰入金
ロ 国民年金勘定からの繰入金
ハ 厚生年金勘定からの繰入金
チ 健康勘定からの繰入金

七 歳入
イ 一般会計からの繰入金
ロ 国民年金勘定からの繰入金
ハ 厚生年金勘定からの繰入金
チ 健康勘定からの繰入金

八 歳出
イ 一般会計からの繰入金
ロ 国民年金勘定からの繰入金
ハ 厚生年金勘定からの繰入金
チ 健康勘定からの繰入金

九 歳出
イ 一般会計からの繰入金
ロ 国民年金勘定からの繰入金
ハ 厚生年金勘定からの繰入金
チ 健康勘定からの繰入金

十 歳出
イ 一般会計からの繰入金
ロ 国民年金勘定からの繰入金
ハ 厚生年金勘定からの繰入金
チ 健康勘定からの繰入金

十一 歳出
イ 一般会計からの繰入金
ロ 国民年金勘定からの繰入金
ハ 厚生年金勘定からの繰入金
チ 健康勘定からの繰入金

十二 歳出
イ 一般会計からの繰入金
ロ 国民年金勘定からの繰入金
ハ 厚生年金勘定からの繰入金
チ 健康勘定からの繰入金

十三 歳出
イ 一般会計からの繰入金
ロ 国民年金勘定からの繰入金
ハ 厚生年金勘定からの繰入金
チ 健康勘定からの繰入金

ハ 積立金から生ずる収入
二 自賠法第七十七条の四の規定による貸付金の償還金
ホ 独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第八十三条)第十五条第二項の規定による納付金
ト 自賠法第七十六条の規定に基づく権利の行使による収入金
チ 自賠法第七十九条の規定による過怠金
リ 附属雑収入
二 歳出
イ 自賠法第七十七条の四の規定による交付金並びに出資金及び貸付金並びに補助金
ロ 自賠法第七十二条第一項各号の規定による支払金
ハ 自動車検査登録印紙売渡収入
ニ 一時借入金の利子
ホ 附屬諸費
自動車検査登録勘定における歳入及び歳出は、次とのおりとする。
一 歳入
イ 自動車検査登録印紙売渡収入
ロ 道路運送車両法第二百二条第一項第一号から第十二号まで、第七号、第八号又は第十号から第十二号までに掲げる者の同項の手数料、同条第二項に規定する者の同項及び同条第三項の手数料並びに同条第四項各号に掲げる者の同項の手数料(独立行政法人自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会に納めるものを除く。)のうち、同条第五項の業務を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十五条第一号)第六条第五項並びに情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に係る法律(令和四年法律第三十九号)第三条第一項及び第四条の規定によるもの
ハ 独立行政法人自動車技術総合機構法(平成十一年法律第二百八十九号)第十六条第三項の規定による納付金
ホ 自動車事故対策勘定からの繰入金
ト 附属雑収入
二 歳出
イ 自動車事故対策事業及び自動車検査登録等事務に係る業務取扱費

口 自動車検査登録等事務に係る施設費
ハ 独立行政法人自動車技術総合機構に対する出資金 交付金及び施設の整備のための補助金
ト 一般会計への繰入金
二 一般会計からの繰入金
ヘ 一般会計からの繰入金
ト 自賠法第七十六条の規定に基づく権利の行使による収入金
チ 自賠法第七十九条の規定による過怠金
リ 附属雑収入
二 歳出
イ 自賠法第七十七条の四の規定による交付金並びに出資金及び貸付金並びに補助金
ロ 自賠法第七十二条第一項各号の規定による支払金
ハ 自動車検査登録印紙売渡収入
ニ 一時借入金の利子
ホ 附屬諸費
自動車検査登録勘定における歳入及び歳出は、次とのおりとする。
一 歳入
イ 自動車検査登録印紙売渡収入
ロ 道路運送車両法第二百二条第一項第一号から第十二号まで、第七号、第八号又は第十号から第十二号までに掲げる者の同項の手数料、同条第二項に規定する者の同項及び同条第三項の手数料並びに同条第四項各号に掲げる者の同項の手数料(独立行政法人自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会に納めるものを除く。)のうち、同条第五項の業務を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十五条第一号)第六条第五項並びに情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に係る法律(令和四年法律第三十九号)第三条第一項及び第四条の規定によるもの
ハ 独立行政法人自動車技術総合機構法(平成十一年法律第二百八十九号)第十六条第三項の規定による納付金
ホ 自動車事故対策勘定からの繰入金
ト 附属雑収入
二 歳出
イ 自動車事故対策事業及び自動車検査登録等事務に係る業務取扱費

口 自動車検査登録等事務に係る施設費
ハ 独立行政法人自動車技術総合機構に対する出資金 交付金及び施設の整備のための補助金
ト 一般会計への繰入金
二 一般会計からの繰入金
ヘ 一般会計からの繰入金
ト 自賠法第七十六条の規定に基づく権利の行使による収入金
チ 自賠法第七十九条の規定による過怠金
リ 附属雑収入
二 歳出
イ 自賠法第七十七条の四の規定による交付金並びに出資金及び貸付金並びに補助金
ロ 自賠法第七十二条第一項各号の規定による支払金
ハ 自動車検査登録印紙売渡収入
ニ 一時借入金の利子
ホ 附屬諸費
自動車検査登録勘定における歳入及び歳出は、次とのおりとする。
一 歳入
イ 自動車検査登録印紙売渡収入
ロ 道路運送車両法第二百二条第一項第一号から第十二号まで、第七号、第八号又は第十号から第十二号までに掲げる者の同項の手数料、同条第二項に規定する者の同項及び同条第三項の手数料並びに同条第四項各号に掲げる者の同項の手数料(独立行政法人自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会に納めるものを除く。)のうち、同条第五項の業務を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十五条第一号)第六条第五項並びに情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に係る法律(令和四年法律第三十九号)第三条第一項及び第四条の規定によるもの
ハ 独立行政法人自動車技術総合機構法(平成十一年法律第二百八十九号)第十六条第三項の規定による納付金
ホ 自動車事故対策勘定からの繰入金
ト 附属雑収入
二 歳出
イ 自動車事故対策事業及び自動車検査登録等事務に係る業務取扱費

口 自動車検査登録等事務に係る施設費
ハ 独立行政法人自動車技術総合機構に対する出資金 交付金及び施設の整備のための補助金
ト 一般会計への繰入金
二 一般会計からの繰入金
ヘ 一般会計からの繰入金
ト 自賠法第七十六条の規定に基づく権利の行使による収入金
チ 自賠法第七十九条の規定による過怠金
リ 附属雑収入
二 歳出
イ 自動車事故対策事業及び自動車検査登録等事務に係る業務取扱費

には、同勘定の基金に組み入れて整理するものとする。
第一項の規定にかかるわらず、自動車事故対策勘定において、毎会計年度の被害者保護増進等事業に係る損益計算上の損失として政令で定めるところにより算定した金額がある場合には、同勘定の基金を減額して整理するものとする。
(積立金)

第二百二十三条 東日本大震災復興特別会計は、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。
第二百二十四条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、自動車事故対策勘定においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書を添付しなければならない。
(歳入歳出予定計算書等の添付書類)

第二百十五条 自動車事故対策勘定における一般会計からの繰入対象経費は、自賠法第八十二条第二項の規定に基づく自動車損害賠償保障事業の業務の執行に要する経費とする。
第二百十六条 自動車事故対策勘定から自動車検査登録勘定への繰入(一般会計への繰入れ)
一般会計の認定の事務に要する経費とする。
(自動車事故対策勘定から自動車検査登録勘定への繰入れ)

第二百十七条 自動車検査登録等事務で国が沖縄県において行うものに要する事務取扱費の財源に充てるため、当該事務取扱費に相当する金額は、毎会計年度、予算で定めるところにより、自動車事故対策勘定から自動車検査登録勘定に繰り入れるものとする。
(一般会計への繰入れ)

第二百二十二条 東日本大震災復興特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。
(目的)

第二百二十三条 東日本大震災復興特別会計は、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

第二百二十九条 第九条第二項第一号から第三号までの繰入(一般会計への繰入れ)
一般会計の認定の事務に要する経費とする。
(自動車事故対策勘定から自動車検査登録勘定への繰入れ)

第二百二十一条 自動車検査登録勘定における借入金対象経費は、自動車検査登録等事務のうち道路運送車両法第六条第二項の規定により国土交通大臣が管理する自動車登録ファイル及び電子情報処理組織の整備に要する経費とする。
(自動車事故対策勘定に属する現金の繰替使用)

第二百二十二条 東日本大震災復興特別会計は、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣が、法令で定めるところにより行うものとされる東日本大震災復興特別会計全体の計算整理に関する事務を復興庁設置法(平成二十三年法律第二百二十五条)第八条第一項の規定により置かれる復興大臣に行わせることがある。
(借入金対象経費)

第二百二十三条 東日本大震災復興特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。
(目的)

第二百二十四条 東日本大震災復興特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。
(目的)

第二百二十五条 東日本大震災復興特別会計は、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

第二百二十六条 自動車事故対策勘定における借入金対象経費は、自動車検査登録等事務のうち道路運送車両法第六条第二項の規定により国土交通大臣が管理する自動車登録ファイル及び電子情報処理組織の整備に要する経費とする。
(自動車事故対策勘定に属する現金の繰替使用)

第二百二十七条 東日本大震災復興特別会計は、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣が、法令で定めるところにより行うものとされる東日本大震災復興特別会計全体の計算整理に関する事務を復興庁設置法(平成二十三年法律第二百二十五条)第八条第一項の規定により置かれる復興大臣に行わせることがある。
(借入金対象経費)

第二百二十八条 東日本大震災復興特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。
(目的)

第二百二十九条 第九条第二項第一号から第三号までの繰入(一般会計への繰入れ)
一般会計の認定の事務に要する経費とする。
(自動車事故対策勘定から自動車検査登録勘定への繰入れ)

第二百三十一条 東日本大震災復興特別会計は、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

くは第四十三条の四第一項、同法第四十三条の十において準用する企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）第八条第二項（昭和二十六年法律第七十三条）第三条第二項において準用する同法第二百四十九号）第四十六条第一項、企業合理化促進法第八条第四項、道路法（昭和二十二条第一項、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七条）第五条、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十六条第一項、第二项若しくは第六项、第五十一条第一項若しくは第二项、第五十四条の二第一项、第五十五条第一项、第五十八条第一项、第五十九条第一项若しくは第三项、第六十一条第一项若しくは第六十二条、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第十二条の三第三项若しくは第二项、海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第二十六条第一项若しくは第二项、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第七条第一项、第九条第一项若しくは第三十三条、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十条第一项、第二十条の二若しくは第二十一条第一项、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十四号）第三条、特定港湾施設整備特別措置法（昭和三十四年法律第六十七条）第四条、共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第二十条第一项、第二十一条第一项若しくは第二十二条第一项、第二十二条第一项、第二十一条第一项若しくは第二十三条第一项まで、道路整備事業に係る国財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十号）第二十八条第一项から三年法律第三十号）第二十八条第一项から第三项まで、道路整備事業に係る国財政上の特別措置に関する法律（昭和三十九年法律第六十七条）第四条、共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十九年法律第六十七条）第五十九条、第六十条第一项、第六十三条第一项、第六十六条第一项から第六十八条まで、第七十条第一项若しくは第七十条の二第一项、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第六条第一项、公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第百三十三条）第五条、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）第十四条第一项、電線共同溝の整備

等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第七条第一項（同法第八条第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項、第十九条若しくは第二十二条第一項若しくは第三項、独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八百八十二号）第二十一条第三項、第二十二条第三項若しくは第二十四条第二項、東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）第三条第五項、第四条第三項、第五条第二項、第六条第五項、第七条第五項、第八条第三項第十条第五項若しくは第十一条第四項（東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成二十三年法律第九十九号）第五条第一項、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二条）第五十六条第九項又は福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五条）第九条第四項、第十条第四項、第十一项第三項、第十二条第四項、第十三项第四项、第十四条第四项、第十五条第四项若しくは第十六条第五项の規定による負担金で復興事業に係るもの）の付属収入へ附屬収入

第二百二十六条 第四条の規定にかかるらず、東日本大震災復興特別会計の歳入歳出予算是、歳入にあつてはその性質に従つて款及び項に、歳出にあつてはその支出に關係のある部局等の組織の別に区分し、その部局等内においては、その目的に従つてこれを項に区分しなければならない。

(一般会計からの繰入れの特例)

第二百二十七条 第六条の規定にかかるらず、復興施策に要する費用(第二百二十九条第一項において「復興費用」という)及び復興財源確保法第七十二条第一項に規定する償還費用に充てるために必要がある場合には、復興財源確保法第二条の規定により確保するものとされた財源の範囲内で、毎会計年度、予算で定める金額を限り、一般会計から東日本大震災復興特別会計に繰り入れることができる。

(復興債の発行)

第二百二十八条 復興財源確保法第六十九条第四項の規定により行う復興債の発行は、東日本大震災復興特別会計の負担において行うものとする。

(他の特別会計への繰入れ)

第二百二十九条 各特別会計における復興費用の支出に必要な金額は、毎会計年度、東日本大震災復興特別会計から各特別会計に繰り入れなければならない。

2 復興債の償還金(借換国債を発行した場合においては、当該借換国債の収入をもつて充てられる部分を除く)及び利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額(事務取扱費の額に相当する金額を除く。)は、毎会計年度、東日本大震災復興特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(剩余金の処理の特例)

第二百三十一条 東日本大震災復興特別会計において、毎会計年度東日本大震災復興特別会計から受け入れた金額が、当該年度における第二百二十九条第一項の規定による繰入金として同会計から受け入れるべき金額に対して超過し、又は不足する場合の不足の調整)

第二百三十二条 各特別会計において、毎会計年度東日本大震災復興特別会計から受け入れた金額が、当該年度における第二百二十九条第一項の規定による繰入金として同会計から受け入れるべき金額に対しても超過し、又は不足する場合の不足の調整)

には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による繰入金として受け入れる金額がある場合にあっては当該受け入れる金額から減額しなお残余があるときは翌々年度までに同会計に返還し、当該受け入れる金額がない場合には、翌々年度までに同会計に返還し、当該不足額に相当する金額は翌々年度までに同会計から補填するものとする。
(歳入歳出決定計算書の添付書類の特例)

第二百三十二条 第九条第二項第二号及び第三号の規定にかかわらず、東日本大震災復興特別会計においては、これらの規定に掲げる書類を添付することを要しない。

(一時借入金の借換え)
第二百三十三条 第十五条第四項の規定にかかるらず、東日本大震災復興特別会計において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、同会計の負担において、一時借入金の借換えをすることができる。

前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条第一項に規定する借入金とみなして、同項の規定を適用する。

第三章 雜則

(政令への委任)

第二百三十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めることから施行し、第二条第一項第四号、第十六号及び第十七号、第二章第四節、第十六節及び第十七節並びに附則第四十九条から第六十五までの規定は、平成二十年度の予算から適用する。

(交付税特別会計における交通安全対策特別交付金の経理等)

第二条 道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号）附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金の交付に関する経理は、当分の

経したものに限る。以下この項及び次項において同じ。)の決算額を合算した額を控除した額に令和十六年度以前の各年度の電源開発促進勘定における脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策に要する費用について国に返納された金額(返納の際に当該金額に延滞利息又は加算金が付されている場合には、これらの金額を含む。次項において同じ。)を合算した額を加算した額に相当する金額を、令和十八年度までに、予算で定めるところにより、電源開発促進勘定からエネルギー需給勘定に繰り入れるものとする。

令和十七年度以降の年度に電源開発促進勘定における脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策に要する費用について国に返納された金額がある場合には、当該国に返納された金額があつた年度の翌々年度までに、当該国に返納された金額を、予算で定めるところにより、電源開発促進勘定からエネルギー需給勘定に繰り入れるものとする。

第一項の規定による繰入が行われる年度における第九十一条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「費用の額」とあるのは、「費用の額並びに附則第十八条の三第三項の規定によるエネルギー需給勘定への繰入金に相当する金額」とする。

第二項の規定による繰入が行われる年度における第九十一条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「費用の額」とあるのは、「費用の額並びに附則第十八条の三第二項の規定によるエネルギー需給勘定への繰入金に相当する金額」とする。

第八十八条第一項の規定によるほか、第一項及び第二項の規定による電源開発促進勘定からエネルギー需給勘定への繰入金は、電源開発促進勘定の歳出とする。

第六十九条 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法附則第五条第四項又は第七項の規定による国庫への納付が行われる会計年度における第九十九条第二項第一号リの規定の適用については、同号リ中「第十七条第二項及び」とあるのは、「第十七条第二項並びに同法附則第五条第四項及び第七項並びに」とする。

(雇用勘定における雇用安定資金の使用に関する特例)

第二十条 政令で定める日までの間、第一百四条第五項の規定によるほか、雇用保険事業（第六条に規定する雇用保険事業をいう。）の失業等給付費を支弁するために必要がある場合には、予算で定めることにより、雇用安定資金を使用することができる。

2 前項の政令で定める日までの間は、雇用勘定において、毎会計年度の第一百三条第三項に規定する歳入額から当該年度の同項に規定する歳出額を控除してなお不足がある場合であつて、同条第四項の規定により同勘定の積立金からこれを補足してなお不足があるときは、雇用安定資金から当該不足分を補足することができる。

3 第一項の規定により使用した金額及び前項の規定により雇用安定資金から補足した金額については、後日、雇用勘定において、毎会計年度の第一百三条第三項に規定する歳入額から当該年度の同項に規定する歳出額を控除して残余がある場合には、同項の規定にかかわらず、これらに相当する金額に達するまでの金額を雇用安定資金に繰り入れなければならない。この場合における第四条第一項の規定の適用については、同項中「及び第三項の規定による組入金」とあるのは、「第三項の規定による組入金及び附則第二十条第三項の規定による繰入金」とする。

（雇用勘定における国庫負担金の過不足の調整の特例）

第二十条の二 雇用保険法附則第十三条第一項の規定が適用される会計年度における第一百五十五条の適用については、同条中「第一項第五号及び第五項（育児休業給付の事務の執行に要する経費に係る部分に限る。）」とあるのは、「第一項第四号から第六号まで及び第五項」と、「第六十七条の二」とあるのは、「第六十七条の二並びに附則第十三条第一項及び同条第二項の規定により読み替えて適用する同法第六十六条第五項（育児休業給付の事務の執行に要する経費に係る部分を除く。）」とする。

2 令和五年度から令和八年度までの各年度における第一百五十五条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条中「第一項第五号及び第五項（育児休業給付の事務の執行に要する経費に係る部分に限る。）」とあるのは、「第一項第四号から第六号まで及び第五項」と、「第六十

七条の二」とあるのは、「第六十七条の二並びに附則第十三条第一項（同法第六十六条第一項第六号）の規定による国庫の負担額に係る部分に限

第七条の二」とあるのは、「第六十七条の二並びに附則第十三条第一項（同法第六十六条第一項第六号の規定による国庫の負担額に係る部分に限る。）及び第十四条第一項並びに同条第二項の規定により読み替えて適用する同法第六十六条第五項（育児休業給付の事務の執行に要する経費に係る部分を除く。）とする。

（雇用勘定の積立金の特例等）

第二十条の三 令和二年度から令和六年度までの各年度において、雇用勘定の積立金は、第一百三条第五項の規定によるほか、育児休業給付費を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができる。

2 令和二年度から令和六年度までの各年度においては、雇用勘定において、各年度の第一百三条第三項に規定する育児休業給付費充當歳入額から当該年度の同項に規定する育児休業給付費充當歳出額を控除して不足がある場合であつて、第一百三条の二第四項の規定により育児休業給付資金から補足してなお不足があるときは、同勘定の積立金から当該不足分を補足することができる。

3 第一項の規定により繰り入れた金額の総額及び前項の規定により補足した金額の総額については、後日、雇用勘定において、毎会計年度の第一百三条第三項に規定する育児休業給付費充當歳入額から当該年度の同項に規定する育児休業給付費充當歳出額を控除して残余がある場合は、第一百三条の二第三項の規定にかかわらず、当該繰り入れた金額の総額及び当該補足した金額の総額の合計額に相当する金額に達するまでの金額を同勘定の積立金に組み入れなければならない。この場合における第一百三条第三項の規定の適用については、同項中「必要な金額」とあるのは、「必要な金額を、及び附則第二十条の三第三項の規定による組入金」とする。

4 令和二年度から令和六年度までの各年度において、雇用勘定の積立金は、第一百三条第五項の規定によるほか、雇用安定事業費（雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第五十四号）第四条の規定による事業に要する費用に限る。）を支弁するために必要な場合には、予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができる。

5 令和二年度から令和六年度までの各年度においては、雇用勘定において、各年度の第百三条第三項に規定する二事業費充当歳入額から当該

5 令和二年度から令和六年度までの各年度においては、雇用勘定において、各年度の第百三条第三項に規定する二事業費充当歳入額から当該年度の同項に規定する二事業費充当歳出額を控除して不足がある場合は、同勘定の積立金から当該不足分を補足することができる。

6 第四項の規定により繰り入れた金額の総額及び前項の規定により補足した金額の総額については、後日、雇用勘定において、毎会計年度の第百三条第三項に規定する二事業費充当歳入額から当該年度の同項に規定する二事業費充当歳出額を控除して残余がある場合には、第百四条第三項の規定にかかわらず、当該繰り入れた金額の総額及び当該算出した金額の総額の合計額に相当する金額に達するまでの金額を同勘定の積立金に組み入れなければならない。ただし、雇用安定事業費の財源に充てるために必要がある場合には、当該残余のうち二分の一を超えない範囲内で厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める金額を雇用安定資金に組み入れ、当該残余から当該雇用安定資金への組入金を控除した額を同勘定の積立金に組み入れるものとすることができる。

7 前項の規定による組入れが行われる年度における第百三条第三項の規定の適用については、同項中「必要な金額」とあるのは、「必要な金額を、及び附則第二十条の三第六項の規定による積立金への組入金」とする。

8 第四項の規定により繰り入れた金額又は第五項の規定により補足した金額がある場合であつて、第六項の規定による積立金への組入金の総額が、当該繰り入れた金額の総額及び当該補足した金額の合計額に相当する金額に達していないときは、同項の規定にかかわらず、同項本文の規定により積立金に組み入れなければならぬものとされる金額の総額から、雇用勘定の財政状況並びに雇用安定事業及び能力開発事業の実施の状況を勘案して厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める金額を控除することができる。

(労働保険特別会計における石綿による健康被害の救済に関する法律第三十五条第一項の一般拠出金の徵収に関する経理)

第二十一条 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)第三十五条第一

項の一般拠出金の徵収に関する政府の経理は、当分の間、第九十六条の規定にかわらず、労働保險特別会計において行うものとする。この場合における第九十九条第三項の規定の適用については、同項第一号中「へ附属雑収入」とあるのは、「へ石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)第三十四条の規定に基づく一般会計からの繰入金／ト石綿による健康被害の救済に関する法律第三十五条第一項の一般拠出金(次号二において「一般拠出金」という。)／チ 附属雑収入」と、同項第二号末中「労働保險料の徵収及び」とあるのは、「一般拠出金の返還金、石綿による健康新設機関たる共済組合等(第百十一条第一項第一号ロに規定する実施機関たる共済組合等をいう。第三項において同じ。)への交付金並びに実施機関たる共済組合等(第百十一条第一項第一号ロに規定する実施機関たる共済組合等をいう。第三項において同じ。)への交付金の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

(年金特別会計の基礎年金勘定の積立金の特例)

第二十二条 当分の間、基礎年金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剩余金を生じた場合には、当該剩余金のうち、基礎年金給付費、国民年金勘定及び厚生年金勘定への繰入金並びに実施機関たる共済組合等(第百十一条第一項第一号ロに規定する実施機関たる共済組合等をいう。第三項において同じ。)への交付金の財源に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

基礎年金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、同勘定に所属する積立金から補足するものとする。

基礎年金勘定に所属する積立金は、基礎年金給付費、国民年金勘定及び厚生年金勘定への繰入金並びに実施機関たる共済組合等への交付金の財源に充てるために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、基礎年金勘定の歳入に算り入れることができる。

第百十一条第一項の規定によるほか、基礎年金勘定において、支払現金に不足がある場合には、同勘定に所属する積立金から受入金及び同勘定に所属する積立金から生ずる収入は、同勘定の歳入とする。

第十五条第五項の規定にかかわらず、基礎年金勘定において、支払現金に不足がある場合には、同勘定に所属する積立金に属する現金を繰り替えて使用することができる。この場合において、厚生労働大臣は、あらかじめ財務大臣の承認を経なければならない。

6 前項の規定による繰替金は、当該年度の出納の完結までに返還しなければならない。
(厚生年金勘定の歳入及び歳出の特例)

第二十四条 当分の間、第一百十一条第三項の規定によるほか、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。次項において「平成八年厚生年金等改正法」という。)附則第二十条の規定による納付金は、厚生年金勘定の歳入とする。

第二百二十条第一項の規定は、毎会計年度平成八年厚生年金等改正法附則第二十条の規定により平成八年厚生年金等改正法附則第三十二条第二項に規定する存続組合から厚生年金勘定に受け入れた金額が、当該年度において平成八年厚生年金等改正法附則第二十条の規定による納付金の金額に対し超過し、又は不足する場合について準用する。

第二十五条 当分の間、第一百十一条第三項の規定によるほか、私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)附則第十七項の規定による年金特別会計の負担金は、厚生年金勘定の歳出とする。
(一般会計から厚生年金勘定への繰入れの特例)

第二十六条 第六条の規定にかかわらず、附則第六十六条第五号の規定による廃止前の厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号。以下この条から附則第三十四条までにおいて「旧厚生保険特別会計法」という。)第十八条ノ十一第一項の措置により将来にわたる厚生年金保険事業(第百八条に規定する厚生年金保険事業をいう。次条及び附則第三十五条において同じ。)の財政の安定が損なわれることのないよう、国の財政状況を勘案しつつ、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの間ににおける各年度に係る昭和六十年国民年金等改正法(第一百十三条第一項に規定する昭和六十一年国民年金等改正法をいう。次条において同じ。)附則第七十九条の規定による国庫負担金の額と同項の規定による繰入金の額との差額に相当する額及び同項の規定による国庫負担金の繰入れの特例措置がとられなかったとした場合に旧厚生保険特別会計法に基づく厚生保険特別会計の年金勘定(次条において「旧年金勘定」という。)及び厚生年金勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を、一般会計から同勘定に繰り入れなければならない。

第二十七条 第六条の規定にかかわらず、旧厚生保険特別会計法第十八条ノ一二第一項の措置に

より将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、国の財政状況を勘案しつつ、平成元年度に係る昭和六十年国民年金等改正法附則第七十九条の規定による国庫負担金の額と同項の規定による繰入金の額との差額に相当する額及び同項の規定による国庫負担金の繰入れの特例措置がとられなかつたとした場合に旧年金勘定及び厚生年金勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を、一般会計から同勘定に繰り入れなければならない。

第二十八条 前二条の規定による繰入れがされた会計年度に一般会計から受け入れた金額に係る第一百二十条第二項第一号の規定の適用については、同号中「金額」とあるのは、「金額（附則第二十六条又は第二十七条の規定により繰り入れた金額を除く。）」とする。

第二十八条の二 当分の間、第六条の規定にかわらず、船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第三百三号）附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる国庫の負担すべき費用に相当する額は、一般会計から厚生年金勘定に繰り入れるものとする。この場合における第一百二十条第二項第二号の規定の適用については、同号中「及び昭和六十一年国民年金等改正法」とあるのは、「昭和六十一年国民年金等改正法」と、「の規定による」とあるのは「及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第三百三号）附則第三条の規定による」とする。

（厚生年金保険法等の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条の三 当分の間、第一百十一条第三項の規定によるほか、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）

以下この条において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。附則第五条第一項又は第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十五条の三の規定による存続厚生年金基金（平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。第三項において同じ。）又は存続連合会（平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会をいう。第三項において同じ。）からの徴収金は、厚生年金勘定の歳入と

2
か、平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第百十三条第一項の規定による同項に規定する解散厚生年金基金等からの徴収金は、厚生年金勘定の歳入とする。
3
当分の間、第百十一条第三項の規定によるほか、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十四条第二項(同法附則第八十五条において準用する場合を含む)並びに平成二十一年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十一年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十条第一項及び平成二十一年厚生年金等改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十一年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十条第一項の規定による存続厚生年金基金及び存続連合会への負担金は、厚生年金勘定の歳出とする。
4
当分の間、平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法附則第一百四十四条第五項に規定する有価証券の価額として算定した額は、政令で定めるところにより、厚生年金勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。
（年金特別会計における特別障害給付金の支給に関する経理）
第二十九条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)による特別障害給付金の支給に関する政府の経理は、当分の間、第百八条の規定にかかるわらず、年金特別会計において行うものととする。この場合における第百十一条第二項第二号中及び第五項第二号イ、第百十三条第一項及び第三項並びに第百二十条第二項第一号の規定の適用については、第百十一条第二項第二号中「二 附属諸費」とあるのは「二 特別障害給付費」
給付金給付費／ホ 附屬諸費」と、同条第五

項第二号イ中「行う業務」とあるのは「行う業務及び特別障害給付金」と、第百十三条第一項中「費用」とあるのは「費用並びに特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)第四項及び第一百二十一条第二項第一号において「特別障害給付金法」という。)第十九条第一項に規定する特別障害給付金の支給に要する費用」と、同条第三項中「及び船員保険法」とあるのは「船員保険法」と、「船員保険に関し政府又は日本年金機構が行う業務に係るもの」とあるのは「船員保険に関し政府又は日本年金機構が行う業務に係るもの及び特別障害給付金法第十九条第二項の規定に基づく特別障害給付金に関する事務の執行に要する費用」と、第百二十一条第二項第一号中「附則第三十四条第一項」とあるのは「附則第三十四条第一項又は特別障害給付金法

8

www.ijerpi.org

Page 1

— 1 —

— 1 —

8

— 1 —

• • •

1

— 1 —

1

基づく日雇労働者健康保険事業に係る損失に相当する額として政令で定めるものに対応する供入金の償還並びに当該借入金に係る経費として政令で定めるものの支払の財源に充てるため、予算で定める金額を限り、一般会計から健康勘定に繰り入れることができる。

前項の規定により一般会計から健康勘定に入れる場合には、第一百十一条第四項の規定により入れる場合には、第一百十一条第四項の規定によるほか、借入金の償還金及び利子は、同勘定の歳出とする。

(年金特別会計における特別保健福祉事業に関する経理)

第三十二条 特別保健福祉事業に関する経理は、当分の間、第八百八条及び附則第二十九条の規定にかかるわらず、年金特別会計において行うものとする。

前項の特別保健福祉事業(次項から附則第三十八条までにおいて「特別事業」という。)とは、国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を目的として国民の高齢期における健康の保持及び適切な医療の確保を図るために、特別保健福祉事業資金の運用による利益金を財源として行うものとするとする。

社会保険診療報酬支払基金が行う高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第八百三十九条第三項に規定する高齢者医療制度関係業務に対する補助で政令で定めるものとし、前号に掲げるもののほか、健康保険法の規定による健康保険事業の保健事業、福祉事業その他の事業に係る財政上の措置であつて政令で定めるものとし、第一項の規定により特別事業に関する経理を年金特別会計において行う場合には、同会計の業務勘定(次項から附則第三十七条までにおいて「業務勘定」という。)に特別保健福祉事業資金を置き、次条第二項の規定による繰入金及び特別保健福祉事業資金の運用による利益金及び附則第三十七条第一項の規定による組入金をもつてこれに充てる。

第一項の規定により特別事業に関する経理を年金特別会計において行う場合には、第一百一十五条の規定によるほか、特別保健福祉事業資金からの受入金及び特別事業に係る附属錫収入は業務勘定の歳入とし、特別保健福祉事業資金への繰入金、特別事業に要する経費及び一般会計への繰入金は業務勘定の歳出とする。

(一般会計から業務勘定への繰入れの特例)

第三十三条 特別保健福祉事業資金に充てるために必要がある場合には、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から業務勘定に繰り入れなければならない。

第三十四条 特別事業に要する経費に充てるため、予算で定める金額を限り、特別保健福祉事業資金から業務勘定の歳入に繰り入れることができる。

第二項 前項の規定による繰入金の額は、旧厚生保険特別会計法第十九条第三項の規定により特別保健福祉事業資金を設置した年度（以下この項において「設置年度」という。）から当該繰入れをする年度までに生じた特別保健福祉事業資金の運用による利益金及び設置年度から当該繰入れをする年度の前年度までに附則第三十七条第一項又は旧厚生保険特別会計法第十九条ノ六第一項の規定により特別保健福祉事業資金へ組み入れた金額の合計額に相当する金額（設置年度から当該前年度までに前項若しくは旧厚生保険特別会計法第十九条ノ三第一項の規定により繰り入れた金額又は附則第三十七条第一項若しくは旧厚生保険特別会計法第十九条ノ六第一項の規定により組み入れた金額がある場合には、その合計額を控除した金額に相当する金額）を限度とする。

（業務勘定から厚生年金勘定への繰入れ）

第三十五条 厚生年金保険事業の長期的安定を確保するために必要がある場合には、特別事業の必要性を勘案しつつ、特別保健福祉事業資金の金額を限度として、予算で定める金額を限り、業務勘定から厚生年金勘定に繰り入れることができる。

第二項 前項の規定により繰入れをする場合には、当該繰入金に相当する金額を、特別保健福祉事業資金から業務勘定の歳入に繰り入れなければならない。

第三項 第一項の規定により繰入れをした場合には、当該繰入金額は、附則第二十六条又は第二十七条の規定により一般会計から厚生年金勘定に繰り入れられたものとみなす。

第四項 前項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

5 附則第二十六条及び第二十七条の規定により
一般会計から厚生年金勘定に繰り入れるべき金
額の合計額に相当する金額が一般会計から同勘
定に繰り入れられた場合（第三項の規定により
繰り入れられたものとみなされる場合を含む。）
において、特別保健福祉事業資金に残額がある
ときは、特別事業の必要性を勘査して、当該残
額を限度として、予算で定める金額を限り、業
務勘定から一般会計に繰り入れることができ
る。

6 前項の規定により繰入れをする場合には、第
二項の規定を準用する。
（業務勘定における特別保健福祉事業資金の受
払いの経理）

第三十六条 特別保健福祉事業資金の受払いは、
財務大臣の定めるところにより、業務勘定の歳
入歳外出として経理するものとする。
（業務勘定における剩余额の処理の特例）

第三十七条 業務勘定において、毎会計年度の特
別事業に係る歳入額から当該年度の特別事業に
係る歳出額を控除して残余がある場合には特別
保健福祉事業資金に組み入れ、不足がある場合
には特別保健福祉事業資金から補足するものと
する。

2 附則第三十二条第一項の規定により特別事業
に関する經理を年金特別会計において行う場合
における第一百十九条において読み替えて適用す
る第八条第一項の規定の適用については、同項
中「歳入歳出の決算上剩余额を生じた」とある
のは、「歳入額（附則第三十二条第二項に規定
する特別事業に係るものを除く。）から当該年
度の歳出額（同項に規定する特別事業に係るも
のを除く。）を控除して残余がある」とする。
（子ども・子育て支援特別会計における児童手
当に関する経理）

第三十八条 子ども・子育て支援法及び就学前の
子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の
推進に関する法律の一部を改正する法律の施行
に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二
十四年法律第六十七号）第三十七条及び第三十
八条の規定によりなお從前の例によることとさ
れた同法第三十六条の規定による改正前の児童
手当法による児童手当に関する政府の経理は、
子ども・子育て支援特別会計において行うもの
とする。この場合における第一百一一条第五項、
第一百四十四条の二、第一百二十条第一項、第一百二十
三条の二、第一百二十三条の五第一項、第一百二十

三条の七第一項、第一百一十三条の九第二項、第二百二十三条の十第一項及び第三項並びに第二百二十三条の十六の規定の適用については、第二百二十三条の十六の規定の適用については、第二百二十三条の七第一項中「業務取扱費及び国庫が負担するもの」とあるのは「業務取扱費及び国庫が負担するもの」並びに「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)以下「子ども・子育て整備法」という。)第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた子ども・子育て整備法第三十六条の規定による改正前の児童手当法(以下「整備法改正前児童手当法」という。)第二十条第一項第一号中の「事業主からの拠出金」と、同項第二号イ中「徴収」とあるのは「徴収及び子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金並びにこれらの子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十条第一項第一号、第二百二十一条第二項第八号中「徴収」とあるのは「徴収及び子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収」と、第二百二十一条第二項第八号中「徴収」とあるのは「徴収及び子ども・子育て整備法第三十七条及び第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法による児童手当を含む。)並びに」と、第二百二十三条の五童手当(子ども・子育て整備法第三十七条及び第一項第一号ハ中「拠出金」とあるのは「拠出金及び子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法による児童手当を含む。)並びに」と、第二百二十三条の七第一項中「業務取扱費及び国庫が負担するもの」とあるのは「業務取扱費及び国庫が負担するもの」並びに「子ども・子育て整備法第三十七条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第十八条第一項から第三項までに規定する児童手当の支給

七条の規定によりなおその効力を有するものとされ
た同法第一条の規定による改正前の児童手当法
（以下「平成二十四年改正前児童手当法」とい
う。）第二十条第一項第一号の事業主からの拠
出金の徴収」とあるのは「徴収及び子
ども・子育て整備法第三十八条の規定によりな
お従前の例によることとされた整備法改正前児
童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの
拠出金の徴収」と、第二百二十三条の十第一項及
び第三項中「及び仕事・子育て両立支援事業
費」とあるのは「仕事・子育て両立支援事業
費及び児童育成事業費」と、第二百二十三条の十
六第一項中「の合計額」とあるのは「並びに子
ども・子育て整備法第三十七条の規定によりな
お従前の例によることとされた整備法改正前児
童手当法第十八条第一項から第三項まで及び第
五項の規定による国庫負担金の額の合計額」
と、同条第二項第二号中「及び当該」とあるの
は「及び子ども・子育て整備法第三十八条の規
定によりその徴収についてなお従前の例による
こととされた整備法改正前児童手当法第二十条
第一項第一号の事業主からの拠出金並びにこれ
らの」とする。
(子ども・子育て支援特別会計における子ども
手当に関する経理)
第三十八条の二 平成二十二年度等における子ど
も手当の支給に関する法律（平成二十二年法律
第十九号）による子ども手当に関する政府の經
理は、子ども・子育て支援特別会計において行
うものとする。この場合における第二百一一条第
五項、第二百十四条の二、第二百二十一条第二項、第
二百二十三条の二、第二百二十三条の五第一項、第
二百二十三条の七第一項、第二百二十三条の九第二
項、第二百二十三条の十第一項及び第三項並びに
第二百二十三条の十六の規定の適用については、
第二百十一条第五項第一号ホ中「拠出金」とある
のは「拠出金及び平成二十二年度等における子
ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法
律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当
支給法」という。）第二十条第一項の規定によ
り適用される児童手当法の一部を改正する法律
（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一條
の規定によりなおその効力を有するものとされ
た同法第一条の規定による改正前の児童手当法

「微収」と、同項第二号イ中「微収」とあるのは
二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金並びにこれらとの「微収」と、第二百二十条第二項第八号中「微収」とあるのは「微収及び平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の「微収」と、第二百二十三条の二中「育児休業等給付」とあるのは「育児休業等給付並びに平成二十四年とされた平成二十四年改正前児童手当法第二百二十三条规定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の「同じ」と、同項第一号イ中「拠出金」とあるのは「拠出金及び平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二百二十三条规定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号イ中「同じ」とあるのは「同じ」と及び子ども手当交付金」と、同号ワ中「業務取扱費」とあるのは「業務取扱費（子ども手当の業務取扱費を含む。）及び児童育成事業費」と、第二百一十三条の七第一項中「業務取扱費で国庫が負担するもの」とあるのは「業務取扱費で国庫が負担するもの並びに平成二十二年度子ども手当支給法第十七条第一項に規定する子ども手当の支給に要する費用（平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項又は第二項の規定により児童手当又は平成二十四年改正前児童手当附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を含む。）及び平成二十四年度子ども手当支給法第十七条第三項に規定する子ども手当に関する事務の執行に要する費用で国庫が負担するもの」と、第二百二十三条规定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号イ中「微収」とあるのは

〔徴収及び平成二十一年度子ども手当支給法第十四条改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収〕と、第一百二十三条の十第一項及び第三項中「児童手当交付金」とあるのは「児童手当交付金及び子ども手当交付金」と、「及び仕事・子育て両立支援事業費」とあるのは「仕事・子育て両立支援事業費及び児童育成事業費」と、第一百二十三条の十六第一項中「の合計額」とあるのは「並びに平成十二年度子ども手当支給法第十七条第一項及び第三項並びに平成二十一年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第十八条第一項及び第二项並びに平成二十一年度子ども手当支給法第二十条第二項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法附則第七条第五項において準用する平成二十四年改正前児童手当法第十八条第二項の規定による国庫負担金の額の合計額」と、同条第二項第二号中「及び当該」とあるのは「及び平成二十一年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金並びにこれらの」とする。

(子ども・子育て支援勘定の歳出の特例
第三十八条の四 当分の間、第二百二十三条

一項の規定によるほか、子ども・子育て支援法附則第十四条第三項の規定による補助金は、子ども・子育て支援勘定の歳出とする。
（一般会計から子ども・子育て支援勘定への繰入れの特例）

寄言賞書

安全特別会計における自動車損害賠償問題において無償として整理することがある（

第三一ノ卷

り、子ども・子育て支援法附則第十四条第三項

に規定する保育充実事業に要する費用で国庫が補助するものに相当する額は、一般会計から子ども・子育て支援勘定に繰り入れるものとする。この場合における第二百二十三条の十六第一項の規定の適用については、同項中「及び子ども・子育て支援交付金」とあるのは、「子ども・子育て支援交付金」によるものとする。
支援法附則第十四条第三項の規定による補助金」とする。

(食料安定供給特別会計と一般会計との間ににおける国有財産の使用の特例) 第五十六条 前条の規定による経理を自動車安全運送委員会が行ふ場合において前二項で定めた特例等) 第五十七条

特別会計

料安定供給特別会計と一般会計との間ににおいて無償として整理することができる。
一 地方農政局の事務のために使用する場合において、食料安定供給特別会計に所属する国有財産を、政令で定めるところにより、一般会計において使用せらるべき。
二 食料安定供給特別会計の業務のために使用する必要がある場合において、附則第二百七十九条、第二百三十三条、第二百五十四条、第二百六十二条及び第二百八十八条の二の規定の適用については、第二百二十二条の二第一項中「に係るもの」とあるのは「並びに自動車損害賠償法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計の一部を改正する法律」(平成十三年三月三日法律第百四十一号)附則第二条第一項の規定によりなほその効力を有することとし、この同法第一条の規定による

(食料安定供給特別会計の農業再保険勘定の歳出の特例) 第二十九条に規定する必要がある場合においては、第八項の規定により一般会計に所管換又は所属権をした国有財産を、政令で定めることにより、食料安定供給特別会計において使用せらるとき。

(食料安定供給特別会計の農業再保険勘定の歳出の特例) 第二十九条に規定する必要がある場合においては、第八項の規定により一般会計に所管換又は所属権をした国有財産を、政令で定めることにより、食料安定供給特別会計において使用せらるとき。

第四十一条 当分の間、第一百二十七条第三項の規定による、農業用電気料金の第一項の規

(食料安定供給特別会計の農業再保険勘定の歳用をさるべきこと。)
第四十一条 当分の間、第二百二十七条第三項の規定により、一般会計に所管換又は所属替をした国有財産を、政令で定めることにより、食料安定供給特別会計において使用するべきこと。

定によるほか、農業保険法附則第三条第一項の交付金は、農業再保険勘定の歳出とする。
(特許特別会計と一般会計との間における国有財産の所管換等の特例)

定によるほか、農業保険法附則第三条第一項の交付金は、農業再保険勘定の歳出とする。
(特許特別会計と一般会計との間における国有財産の所管換等の特例)

による廃止前の特許特別会計法（昭和五十九年法）

による廃止前の特許特別会計法（昭和五十九年法）

律第二十四号) 附則第二条第一項の規定により

律第二十四号) 附則第二条第一項の規定により

同法に基づく特許特別会計に帰属することとな

同法に基づく特許特別会計に帰属することとなる

つた国有財産で特許特別会計において使用する

つた国有財産で特許特別会計において使用する

必要がなくなったものについて、政令で定める

なお効力を有する旧自賠法第四十五条第二項（なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による返還金及び一時借入金の利子の財源に充てるため（東日本大震災復興特別会計の歳入の特例）に」とする。

第六十五条 第二百二十四条の規定によるほか、附則第二百三十二条第十三項の規定による国営土地改良事業経過勘定から東日本大震災復興特別会計への繰入金は、同会計の歳入とする。（法律の廃止）

次に掲げる法律は、廃止する。

一 國債整理基金特別會計法（明治三十九年法律第六号）
二 食糧管理特別會計法（大正十年法律第三十七号）

- | | |
|-------------------|-----------------------------|
| 四
和十二年法律第二十四号) | 漁船再保険及漁業共済保険特別会計法 (昭和四十五年法) |
| 十六号) | 森林保険特別会計法 (昭和十二年法律第二 |
| | 厚生保険特別会計法 |
| | 農業共済再保険特別会計法 (昭和十九年法 |
| | 律第十一号) |
| | 農業經營基盤強化措置特別会計法 (昭和二 |
| | 十一年法律第四十四号) |
| | 國有林野事業特別会計法 |
| | 船員保険特別会計法 (昭和二十二年法律第 |
| | 二百三十六号) |
| | 國庫余裕金の繰替使用に関する法律 (昭和 |
| | 二十四年法律第六十三号) |
| | 國立高度専門医療センター特別会計法 |
| | 昭和二十四年法律第九十号) |
| | 貿易再保険特別会計法 |
| | 外國為替資金特別会計法 (昭和二十六年 |
| | 法律第五十六号) |
| | 財政融資資金特別会計法 (昭和二十六年 |
| | 法律第一百一号) |
| | 產業投資特別会計法 (昭和二十八年法律 |
| | 第一百二十二号) |
| | 交付税及び譲与税配付金特別会計法 (昭 |
| | 和二十九年法律第一百三号) |
| | 自動車損害賠償保障事業特別会計法 (昭 |
| | 和三十年法律第三百三十四号) |
| | 国営土地改良事業特別会計法 (昭和三十 |
| | 二年法律第七十一号) |
| | 特定国有財産整備特別会計法 (昭和三十 |
| | 二年法律第一百六号) |
| | 道路整備特別会計法 (昭和三十三年法律 |
| | 第三十五号) |
| | 治水特別会計 (昭和三十三年法律第四十 |
| | 号) |
| | 港湾整備特別会計 (昭和三十三年法律第 |
| | 二十二号) |
| | 自動車検査登録特別会計 (昭和三十三年 |
| | 法律第九号) |
| | 國営土地改良事業特別会計 (昭和三十三年 |
| | 法律第十号) |
| | 自動車損害賠償保障事業特別会計 (昭和 |
| | 三十五年法律第四十八号) |
| | 都市開発資金融通特別会計 (昭和三十六年 |
| | 法律第六十三号) |
| | 地震再保険特別会計法 (昭和四十一年 |
| | 法律第七十四号) |
| | 石油及びエネルギー需給構造高度化対 |
| 策特別会計法 | 空港整備特別会計法 (昭和四十五年法 |
| 第六十七条の二 | 律第二十五号) |
| | 労働保険特別会計法 (昭和四十七年法 |
| | 律第十八号) |
| | 電源開発促進対策特別会計法 (昭和四十 |
| | 九年法律第八十号) |
| | 特許特別会計法 |
| | 登記特別会計法 (昭和六十一年法律第五 |
| | 十四号) |
| | (暫定的に設置する特別会計) |
| 第六十七条 | 次の各号に掲げる特別会計を、この |
| | 法律の施行の日から当該各号に定める年度の末 |
| | 日(第十三号にあっては、同号に定める日)ま |
| | での期間に限り、設置する。 |
| | 一 財政融資資金特別会計 平成十九年度 |
| | 二 產業投資特別会計 平成十九年度 |
| | 三 都市開発資金融通特別会計 平成十九年度 |
| | 四 治水特別会計 平成十九年度 |
| | 五 道路整備特別会計 平成十九年度 |
| | 六 空港整備特別会計 平成十九年度 |
| | 七 自動車損害賠償保障事業特別会計 平成十 |
| | 九年度 |
| | 八 自動車検査登録特別会計 平成十九年度 |
| | 九 国営土地改良事業特別会計 平成十九年度 |
| | 十 特定国有財産整備特別会計 平成二十 |
| | 一年度 |
| | 十一 自動車損害賠償保障事業特別会計 平成二十 |
| | 一年度 |
| | 十二 國立高度専門医療センター特別会計 平 |
| | 成二十一年度 |
| | 十三 船員保険特別会計 日本年金機構法の施 |
| | 行の日の前日 |
| | 十四 登記特別会計 平成二十二年度 |
| | 前項各号に掲げる特別会計の目的、管理及び |
| | 経理については、附則第六十八条から第二三百六 |
| | 条までに定めるとおりとする。 |
| | 第一項各号に掲げる特別会計 (附則第二三百三 |
| | 一条第一項の規定による場合における食料安 |
| | 定供給特別会計及び附則第二百三十五条第一項 |
| | の規定による場合における財政投融資特別会計 |
| | を含む)に対する第三条第二項第六号、第六 |
| | 条、第八条第一項、第九条第二項第四号、第十 |
| | 三条第一項、第十五条第一項ただし書及び第五 |
| | 項並びに第十八条第一項の規定の適用について |
| | は、これらの規定中「次章」とあるのは、「附 |
| | 則第六十八条から第二百五十九条まで」とす |
| | る。 |

図るための国有林野の管理經營に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第四十二号。附則第二百六条の二及び第二百六条の六において「管理經營法等改正法」という。）の施行の日から同会計の負担に属する借入金に係る債務の処理が終了する日の属する年度（附則第二百六条の二及び第二百五十九条の二において「債務処理終了年度」という。）の末までの期間に限り、設置する。

国有林野事業債務管理特別会計の目的、管理及び経理については、附則第二百六条の二から第二百六条の七までに定めるとおりとする。

国有林野事業債務管理特別会計に対する第十三条第一項の規定の適用については、同項中「次章」とあるのは、「附則第二百六条の六」とする。

（財政融資資金特別会計の設置の目的）

第六十八条 財政融資資金の運用に関する経理は、この法律の施行の日から平成十九年度の末日までの間、第五十条の規定にかかわらず、財政融資資金特別会計において行うものとする。（財政融資資金特別会計の管理）

第六十九条 財政融資資金特別会計は、財務大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。（財政融資資金特別会計の歳入及び歳出）

第七十条 財政融資資金特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 イ ロ ハ ニ ホ	一 イ ロ ハ ニ ホ	一 イ ロ ハ ニ ホ
歳出	歳入	歳入
イ ロ ハ ニ ホ	イ ロ ハ ニ ホ	イ ロ ハ ニ ホ
財政融資資金預託金の利子 財政融資資金の運用損失金 運用手数料 事務取扱費	財政融資資金の運用利殖金 借入金及び公債の発行収入金 財政融資資金からの受入金 積立金からの受入金 づく收入金 ト 緑替金（附則第八十一条第二項ただし書に規定する返還することができない金額に係るものに限る。）	財政融資資金の運用利殖金 借入金及び公債の発行収入金 財政融資資金からの受入金 積立金からの受入金 づく收入金 ト 緑替金（附則第八十一条第二項ただし書に規定する返還することができない金額に係るものに限る。）

(産業投資特別会計の管理)

第八十六条 産業投資特別会計は、財務大臣が、

法令で定めるところに従い、管理する。

(産業投資特別会計の歳入及び歳出)
第八十七条 産業投資特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 出資に対する配当金

ロ 出資の回収金

ハ 貸付金の償還金及び利子

ニ この会計に帰属する納付金

ホ 投資財源資金からの受入金

ヘ 一般会計からの繰入金

ト 外貨債(第五十三条第二項第一号トに規定する外貨債をいう。以下同じ。)の発行による収入金

チ 附属雑収入

二 歳出

イ 出資の払込金

ロ ハ 二般会計への繰入金

ニ 一般会計への繰入金

ホ 一般会計への繰入金

ヘ 一般会計への繰入金

ト 外貨債(第五十三条第二項第一号トに規定する外貨債をいう。以下同じ。)の発行による収入金

チ 附属雑収入

(産業投資特別会計の歳入歳出予定計算書等の添付書類)

第八十八条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、産業投資特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前々年度の貸借対照表及び損益計算書
二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
三 前年度及び当該年度の投資の計画表
四 外貨債の発行を予定する年度にあつては、その発行及び償還の計画表

(産業投資特別会計における一般会計からの繰入対象経費)
第八十九条 産業投資特別会計における一般会計からの繰入の練入対象経費は、産業投資特別会計における出資の払込金、貸付金、一時借入金の利子、外貨債の償還金及び利子並びに外貨債の発行及び償還に関する諸費に要する経費とする。

(産業投資特別会計における資本並びに利益及び損失の処理)
第九十条 産業投資特別会計においては、附則第六十六条第十五号の規定による産業投資特別会計の規定における資本並びに利益及び損失の処理

計法の廃止の際ににおける同法に基づく産業投資特別会計の資本の額に相当する金額をもつて資本とする。

規定期定する一般会計からの繰入金は、予算で定めることにより、繰り入れるものとする。

第六条及び前条の規定による一般会計からの繰入金並びに前項に規定する一般会計からの繰入金に相当する金額は、産業投資特別会計の資本に組み入れて整理するものとする。

本に組み入れて整理するものとする。

規定期定する一般会計において、平成十九年度の損益計算上利益を生じた場合には、利益積立金に組み入れて整理し、損失を生じた場合には、

利益積立金を減額して整理するものとする。

第五条 産業投資特別会計においては、予算で定めるところにより、一般会計に繰り入れることがで

きる。

六 第八条第二項及び前項の規定による一般会計への繰入金に相当する金額は、第四項の利益積立金の額から減額して整理するものとする。

(産業投資特別会計の投資財源資金)

第九十一条 産業投資特別会計においては、投資の財源の一部を補足すべき原資の確保を図るために投資財源資金を置き、一般会計からの繰入金及び投資財源資金の運用による利益金をもつてこれに充てる。

二 投資財源資金は、予算で定めるところにより、使用するものとする。

三 投資財源資金の受払いは、財務大臣の定めるところにより、産業投資特別会計の歳入歳出外として経理するものとする。

四 産業投資特別会計において第十二条の規定による運用により利益金を生じた場合には、当該利益金を、投資財源資金に編入するものとする。

五 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

(産業投資特別会計における一般会計からの繰入対象経費)

第九十二条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、産業投資特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(産業投資特別会計から国債整理基金特別会計への繰入れ)

第九十三条 平成十九年度の外貨債の償還金及び利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、同年度において、産業投資特別

会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(都市開発資金金融通特別会計の設置の目的)

第五十四条 都市開発資金の貸付けに関する経理は、この法律の施行の日から平成十九年度の末日までの間、第一百八十八条第一項及び第五十四条第一項及び第五项の規定にかかるわらず、都市開発資金金融通特別会計において行うものとする。

二 この条から附則第一百一条までにおいて「都市開発資金の貸付け」とは、都市開発資金の貸付けに関する法律第一項及び第五項の規定による国

の貸付けである。

(都市開発資金金融通特別会計の管理)

第九十五条 都市開発資金金融通特別会計は、国土交通大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(都市開発資金金融通特別会計の歳入及び歳出)

第九十六条 都市開発資金金融通特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 都市開発資金の貸付けに係る貸付金の償還金及び利子

ロ 一般会計からの繰入金

ハ 借入金

二 歳出

イ 都市開発資金の貸付けに係る貸付金の償還金及び利子

ロ 一般会計からの繰入金

ハ 借入金

(都市開発資金金融通特別会計の歳入歳出予定計算書等の添付書類)

第九十七条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、都市開発資金金融通特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書を添付しなければならない。

(都市開発資金金融通特別会計における一般会計からの繰入対象経費)

第九十八条 都市開発資金金融通特別会計における一般会計からの繰入対象経費は、都市開発資金の貸付けに要する費用とする。

(都市開発資金金融通特別会計における利益及び損失の処理)

第九十九条 都市開発資金金融通特別会計においては、平成十九年度の損益計算上生じた利益又は

損失は、翌年度に繰り越して整理するものとする。

(都市開発資金金融通特別会計の歳入歳出決定計算書の添付書類)

百二条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、都市開発資金金融通特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の末日までの間、第一百八十八条第一項及び第五项の規定にかかるわらず、都市開発資金金融通特別会計において行うものとする。

二 この条から附則第一百一条までにおいて「都市開発資金の貸付け」とは、都市開発資金の貸付けに関する法律第一項及び第五項の規定による国

の貸付けである。

(都市開発資金金融通特別会計における借入金対象経費)

第一百一条 都市開発資金金融通特別会計における借入金対象経費は、都市開発資金の貸付けに係る借入金対象経費は、都市開発資金の貸付けに係る借入金の償還金を支弁し、又は当該貸付金の償還金を再貸付けに充てたことにより一時的に不足する借入金の償還金を支弁するために要する費用とする。

(都市開発資金金融通特別会計の歳入及び歳出)

第九十六条 都市開発資金金融通特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 都市開発資金の貸付けに係る貸付金の償還金及び利子

ロ 一般会計からの繰入金

ハ 借入金

二 歳出

イ 都市開発資金の貸付けに係る貸付金の償還金及び利子

ロ 一般会計からの繰入金

ハ 借入金

(都市開発資金金融通特別会計の歳入歳出予定計算書等の添付書類)

第九十七条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、都市開発資金金融通特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の貸借対照表及び損益計算書並びに前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書を添付しなければならない。

(都市開発資金金融通特別会計における一般会計からの繰入対象経費)

第九十八条 都市開発資金金融通特別会計における一般会計からの繰入対象経費は、都市開発資金の貸付けに要する費用とする。

(都市開発資金金融通特別会計における利益及び損失の処理)

第九十九条 都市開発資金金融通特別会計においては、平成十九年度の損益計算上生じた利益又は

損失の処理)

百二条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、都市開発資金金融通特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の末日までの間、第一百八十八条第一項及び第五项の規定にかかるわらず、都市開発資金金融通特別会計において行うものとする。

二 この条から附則第一百一条までにおいて「都市開発資金の貸付け」とは、都市開発資金の貸付けに関する法律第一項及び第五項の規定による国

の貸付けである。

(都市開発資金金融通特別会計における借入金対象経費)

百二条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、都市開発資金金融通特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の末日までの間、第一百八十八条第一項及び第五项の規定にかかるわらず、都市開発資金金融通特別会計において行うものとする。

二 この条から附則第一百一条までにおいて「都市開発資金の貸付け」とは、都市開発資金の貸付けに関する法律第一項及び第五項の規定による国

の貸付けである。

損失の処理)

百二条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、都市開発資金金融通特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の末日までの間、第一百八十八条第一項及び第五项の規定にかかるわらず、都市開発資金金融通特別会計において行うものとする。

二 この条から附則第一百一条までにおいて「都市開発資金の貸付け」とは、都市開発資金の貸付けに関する法律第一項及び第五項の規定による国

の貸付けである。

(都市開発資金金融通特別会計における借入金対象経費)

百二条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、都市開発資金金融通特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の末日までの間、第一百八十八条第一項及び第五项の規定にかかるわらず、都市開発資金金融通特別会計において行うものとする。

二 この条から附則第一百一条までにおいて「都市開発資金の貸付け」とは、都市開発資金の貸付けに関する法律第一項及び第五項の規定による国

の貸付けである。

二	附則第二百二条第三項第五号に規定する事業に係る国の交付金
本	治水関係事業に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による貸付金
へ	附則第二百三条第三項第七号に規定する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及に係る国の出資金、交付金及び施設の整備のための補助金
ト	一般会計への繰入金
チ	附属諸費
特定多目的ダム建設工事勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。	特定多目的ダム建設工事勘定における歳入及び歳出は、次とのとおりとする。
イ	一般会計からの繰入金
ロ	河川法第六十条第一項若しくは第六十三条第一項又は沖縄振興特別措置法第一百七十五条の規定による負担金で多目的ダム建設工事に係るもの
ハ	特定多目的ダム建設工事勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。
二	歳出
本	附屬雜収入
二	歳出
イ	多目的ダム建設工事及び多目的ダム関係受託工事に要する費用（工事に関する事務費を除く。）
ロ	治水勘定への繰入金
ハ	一般会計への繰入金
ニ	特定多目的ダム法第十二条の規定による
三	附則第二百八条第一号から第五号までに掲げる書類のほか、治水特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の事業実績表並びに前年度及び当該年度の事業計画表を添付しなければならない。（治水特別会計における一般会計からの繰入対象経費）

2	特定多目的ダム建設工事勘定から治水勘定へ一般会計への繰入金
チ	附属諸費
特定多目的ダム建設工事勘定における歳入及び歳出は、次とのとおりとする。	特定多目的ダム建設工事勘定における歳入及び歳出は、次とのとおりとする。
ロ	河川法第六十条第一項若しくは第六十三条第一項又は沖縄振興特別措置法第一百七十五条の規定による負担金で多目的ダム建設工事に係るもの
ハ	特定多目的ダム建設工事勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。
二	歳出
本	附屬雜収入
二	歳出
イ	多目的ダム建設工事及び多目的ダム関係受託工事に要する費用（工事に関する事務費を除く。）
ロ	治水勘定への繰入金
ハ	一般会計への繰入金
ニ	特定多目的ダム法第十二条の規定による
三	附則第二百八条第一号から第五号までに掲げる書類のほか、治水特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の事業実績表を添付しなければならない。（治水特別会計における一般会計からの繰入対象経費）

2	特定多目的ダム建設工事勘定から治水勘定へ一般会計への繰入金
チ	附属諸費
特定多目的ダム建設工事勘定における歳入及び歳出は、次とのとおりとする。	特定多目的ダム建設工事勘定における歳入及び歳出は、次とのとおりとする。
ロ	河川法第六十条第一項若しくは第六十三条第一項又は沖縄振興特別措置法第一百七十五条の規定による負担金で多目的ダム建設工事に係るもの
ハ	特定多目的ダム建設工事勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。
二	歳出
本	附屬雜収入
二	歳出
イ	多目的ダム建設工事及び多目的ダム関係受託工事に要する費用（工事に関する事務費を除く。）
ロ	治水勘定への繰入金
ハ	一般会計への繰入金
ニ	特定多目的ダム法第十二条の規定による
三	附則第二百八条第一号から第五号までに掲げる書類のほか、治水特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の事業実績表を添付しなければならない。（治水特別会計における一般会計からの繰入対象経費）

2	特定多目的ダム建設工事勘定から治水勘定へ一般会計への繰入金
チ	附属諸費
特定多目的ダム建設工事勘定における歳入及び歳出は、次とのとおりとする。	特定多目的ダム建設工事勘定における歳入及び歳出は、次とのとおりとする。
ロ	河川法第六十条第一項若しくは第六十三条第一項又は沖縄振興特別措置法第一百七十五条の規定による負担金で多目的ダム建設工事に係るもの
ハ	特定多目的ダム建設工事勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。
二	歳出
本	附屬雜収入
二	歳出
イ	多目的ダム建設工事及び多目的ダム関係受託工事に要する費用（工事に関する事務費を除く。）
ロ	治水勘定への繰入金
ハ	一般会計への繰入金
ニ	特定多目的ダム法第十二条の規定による
三	附則第二百八条第一号から第五号までに掲げる書類のほか、治水特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の事業実績表を添付しなければならない。（治水特別会計における一般会計からの繰入対象経費）

第二項、地すべり等防止法附則第八条第一項、
旧水公團法附則第九条第一項若しくは第十条第一項、
一項、独立行政法人水資源機構法附則第五条第一項、
一項、土地区画整理法附則第二項又は民間都市
開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項、
一項の規定による貸付金の償還金」と、同項第
二号二中「交付金」とあるのは、「交付金及び河
川法附則第五项若しくは第六項、砂防法第五十
二条第一項若しくは第二項、地すべり等防止法
附則第八条第一項、独立行政法人水資源機構法
附則第五条第一項、土地区画整理法附則第二項
又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附
則第十五条第一項の規定による貸付金」と、同
号ト中「一般会計への繰入金」とあるのは、「附
則第一百十条の規定による一般会計への繰入金及
び附則第一百十三条第三項から第五項まで又は第
七項の規定による産業投資特別会計の社会資本
整備勘定への繰入金」と、同条第二項第一号イ
中「一般会計からの繰入金」とあるのは、「附則
第一百八条第二項又は第一百十三条第六項の規定
による一般会計からの繰入金及び社会資本整備特
別措置法第七条第六項の規定による産業投資特
別会計の社会資本整備勘定からの繰入金」と、
同項第二号ハ中「一般会計への繰入金」とある
のは、「附則第一百十条の規定による一般会計への
繰入金及び附則第一百十三条第五項又は第七項の
規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘
定への繰入金」と、附則第一百八条第一項中「
に要する費用」とあるのは、「に要する費用用」
(社会資本整備特別措置法第七条第六項の規定
により産業投資特別会計の社会資本整備勘定か
ら治水勘定に繰り入れられる金額をもつて充て
るものを除く。)と、「事務費、同項第四号」
とあるのは、「事務費(社会資本整備特別措置法
第七条第六項の規定により産業投資特別会計の
社会資本整備勘定から治水勘定に繰り入れられ
る金額をもつて充てるものを除く。)附則第一百
三条第三項第四号」と、同条第二項中「費用用」
とあるのは、「費用(社会資本整備特別措置法第
七条第六項の規定により産業投資特別会計の社
会資本整備勘定から特定多目的ダム建設工事勘
定に繰り入れられる金額をもつて充てるものを
除く。)」とする。

項、独立行政法人水資源機構法附則第五条第二項、土地地区画整理法附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項の規定による無利子の貸付金の償還（返還を含む。以下この項において同じ。）を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金（返還金を含む。）に相当する金額を、同勘定から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

社会資本整備特別措置法第七条第五項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から治水勘定に繰り入れられた繰入金の額が、当該年度における河川法附則第五項若しくは第六項、砂防法第五十二条第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八条第一項、旧水公团法附則第十条第一項、独立行政法人水資源機構法附則第五条第一項、土地地区画整理法附則第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合には、当該超額に相当する金額は、翌年度において社会資本整備特別措置法第七条第五項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに治水勘定から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

社会資本整備特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定に繰り入れられた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額（第七項の規定により繰入れを行った場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額）に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

附則第六十七条第三項において読み替えて適用する第六条（以下「読み替え後の第六条」という。）の規定にかかわらず、前項の規定により繰入れを行う場合には、同項の繰入金に相当する金額を、一般会計から治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定に繰り入れるものとする。

社会資本整備特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定

(道路整備特別会計の設置の目的)
第一百四条 道路整備事業等に関する事項

（道路整備特別会計の設置の目的）
第一百四十四条 道路整備事業等に関する經理は、この法律の施行の日から平成十九年度の末日までの間、第一百九十八条第一項並びに附則第五十条第一項、第九項、第十一項及び第十三項の規定にかかるわらず、道路整備特別会計において行うものとする。
2 この条から附則第一百九条までにおいて「道路整備事業」とは、道路整備費の財源等の特例に関する法律第三条第一項の規定により、揮発油税の収入額に相当する金額及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額をその実施に要する国が支弁する経費に充てることとされるる道路の整備に関する事業で国が施行するもの並びに道路の整備に関する事業に要する費用についての国の負担金その他の経費の交付及び資金の貸付けをいう。
3 第一項の「道路整備事業等」とは、道路整備事業並びに道路の整備に関する事業で国が施行するものに密接な関連のあるものであつて、道路法第三十八条第一項に規定する道路の占用に関する工事、同法第五十八条第一項に規定する道路に関する工事若しくは道路の維持又は同法第五十九条第一項に規定する他の工事に該当するもののうち國以外の者がその費用の全額を負担し、國が施行するもの（附則第一百六条第二号イ及び第一百二十条において「道路關係附帯工事」という。）及び國が委託に基づき施行するものの（附則第一百六条及び第一百二十条における「道路關係受託工事」という。）をいう。
（道路整備特別会計の管理）
第一百五十五条 道路整備特別会計は、国土交通大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。
第一百六十六条 道路整備特別会計の歳入及び歳出は、次のとおりとする。

3 第一項の「道路整備事業等」とは、道路整備

ハ	歳入	附則第百十八条の規定により地方道路整備臨時交付金の交付に要する費用の財源に充てられる揮発油税の収入
二	歳出	一般会計からの繰入金
一	歳出	道路法第四十九条若しくは第五十条第一項、第二項本文若しくは第三項、道路の修繕に関する法律第二条第三項ただし書、高速自動車国道法第二十条第一項、共同溝の整備等に関する特別措置法第二十二条第一項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第六条第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法第二十二条第一項若しくは第三項又は沖縄振興特別措置法第一百六条第五項の規定による負担金
二	歳出	道路法第三十一条第五項、第五十四条の二第一項、第五十五条第一項、第五十八条第一項、第五十九条第一項若しくは第三項若しくは第六十二条、高速自動車国道法第二十条の二若しくは第二十一条第一項、共同溝の整備等に関する特別措置法第二十条第一項若しくは第二十一条又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法第七条第一項(同法第八条第三項において準用する場合を含む)、第十三条第一項若しくは第十九条の規定による負担金
三	歳出	道路法第六十一条第一項の規定により国土交通大臣が徴収する受益者負担金
四	歳出	道路関係受託工事に係る納付金
ト	歳出	道路整備特別措置法第二十条第一項、踏切道改良促進法第九条第一項又は幹線道路の沿道の整備に関する法律第十一条第一項若しくは第十三条の四第一項の規定による貸付金の償還金及び道路整備事業に係る民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項又は都市再生特別措置法第三十条第一項の規定による貸付金の償還金
チ	歳出	道路整備事業に係る独立行政法人土木研究所法第十四条第三項の規定による納付金
リ	歳出	道路整備事業に係る出資に対する配当金
ヌ	歳出	この会計に所属する株式の処分による収入 ル 附属雑収入 イ 道路整備事業、道路関係附帯工事及び道路関係受託工事に要する費用(国が北海道

項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七条第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項又は沖縄振興特別措置法附則第六条第二項の規定による無利子の貸付金及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金の合計額を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において社会資本整備特別措置法第七条第五項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに道路整備特別会計から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

6 社会資本整備特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から道路整備特別会計に繰入れを行った場合には、当該繰入金を同会計に繰り入れられた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額（第八項の規定により繰入れを行った場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額）に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、同会計から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

7 読替え後の第六条の規定にかかわらず、前項の規定により繰入れを行う場合には、同項の繰入金に相当する金額を、一般会計から道路整備特別会計に繰り入れるものとする。

8 社会資本整備特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から道路整備特別会計に繰り入れられた繰入金の額が、同項に規定する当該公共的建設事業であつて同会計において経理されるものの当該年度において要した費用（当該年度において国が負担した費用に限る。）を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに道路整備特別会計から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

14 前項の規定により同項に規定する経理を道路整備特別会計において行う場合における附則第百六十五条第一号トの規定の適用については、同号ト中「踏切道改良促進法第九条第一項」とあるのは、「踏切道改良促進法第九条第一項、日本道路公団等民営化関係法施行法第三十七条第四号の規定による廃止前の本州四国連絡橋公团法附則第十四条第一項」とする。

15 民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第二項の規定による無利子の貸付けに関する経理は、第一百九十八条第一項並びに附則第五十条第一項、第九项、第十一項及び第十三项、第一百四十四条第一項並びに第一項及び第九項の規定にかかわらず、道路整備特別会計において行うものとする。

16 前項の規定により同項に規定する経理を道路整備特別会計において行う場合における附則第一百六十五条第一号トの規定の適用については、同号ト中「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五十五条第一項」とあるのは、「民間都市開発の推進に関する特別措置法第五十五条第一項若しくは附則第十五条第二項」とする。

17 日本道路公団等民営化関係法施行法第五十六条の規定による改正前の東京湾横断道路の建設に関する特別措置法第三条第一項の規定による無利子の貸付けに関する経理は、第一百九十八条第一項並びに附則第五十条第一項、第九项、第十一項及び第十三项、第一百四十四条第一項並びに第一項、第九项及び第十一項の規定にかかわらず、道路整備特別会計において行うものとする。

18 第一項又は日本道路公団等民営化関係法施行法第五十六条の規定による改正前の東京湾横断道路の建設に関する特別措置法第三条第一項若しくは第十三条の第一項とあるのは、「幹線道路の沿道の整備に関する法律第十二条第一項若しくは第十三条の四第一項」とあるのは、「幹線道路の沿道の整備に関する法律第十二条第一項若しくは第十三条の四第一項」である。

(港湾整備特別会計の設置の目的)
第一百二十三條 港湾整備事業等に関する經理は、この法律の施行の日から平成十九年度の末までの間、第一百九十八条第一項及び附則第五十二条第二項の規定にかかるわらず、港湾整備特別会計において行うものとする。

二 次項において「港湾整備事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 港湾施設の建設等（第一百九十八条第四項第一号に規定する港湾施設の建設等をいう。以下同じ。）であつて、国土交通大臣が施行するもの

二 港湾法第四十三条の六の規定により国土交通大臣が施行する開発保全航路の開発及び保全の事業

三 港湾法第五十条の二第一項の規定による電子情報処理組織の設置及び管理の事業

子 第一項の「港湾整備事業等」とは、次に掲げる事務又は事業をいう。

一 港湾整備事業

二 港湾整備関係受託工事（直轄港湾整備事業（港湾整備事業のうち第二百九条第三項第一号から第五号までに掲げる工事又は事業以外のものをいう。附則第二百二十六条第一項及び第二百二十八条第一条第一項において同じ。）に密接な関連のある工事その他港湾の整備のために必要のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するものをいう。附則第二百二十六条第一項及び第二百三十条において同じ。）

三 特定港湾施設関係受託工事（第二百九条第三項第六号に規定する工事をいう。以下同じ。）

四 一般会計所属港湾関係工事（第二百九十八条第七項第八号に規定する一般会計所属港湾關係工事をいう。附則第二百二十六条第一項第二号及び第二百二十八条第一条第一項において同じ。）の管理

五 空港整備特別会計所属空港関係工事（空港整備法第二条第一項に規定する空港その他の飛行場で公共の用に供されるものの新設、改良又は災害復旧に関する工事で国土交通大臣が施行するもの及び当該工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもののうち政令で定めるものをいう。附則第二百一十六条第一項第二号及び第二百三十九条において同じ。）の管理

六 港湾施設の建設等で港湾管理者が施行するものに係る負担金又は補助金の交付

八 広域臨海環境整備センター法第十九条第一号の規定により広域臨海環境整備センターが施行する廃棄物埋立護岸の建設又は改良の事業に係る補助金の交付

九 港湾法第五十五条の七第一項の規定による特定用途港湾施設の建設又は改良の事業に係る国の貸付け

十 港湾法第五十五条の八第一項の規定による特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設（第百九十八条第四項第一号に規定する港湾施設をいう。以下同じ。）の建設又は改良の事業に係る国の貸付け

十一 民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項の規定による港湾施設の建設又は改良の事業に係る国の貸付け

十二 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項の規定による港湾施設の建設又は改良の事業に係る国の貸付け

十三 都市再生特別措置法第三十条第一項の規定による港湾施設の建設又は改良の事業に係る国の貸付け

（港湾整備特別会計の管理）

第一百二十四条 港湾整備特別会計は、国土交通大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。
（港湾整備特別会計の勘定区分）

第一百二十五条 港湾整備特別会計は、港湾整備勘定及び特定港湾施設工事勘定に区分する。
（港湾整備特別会計の歳入及び歳出）

第一百二十六条 港湾整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 一般会計からの繰入金

ロ 空港整備特別会計からの繰入金

ハ 特定港湾施設工事勘定からの繰入金

二 港湾法第四十三条の五第一項、同法第四十三条の九第二項において準用する同法第四十三条の二、第四十三条の三第一項若しくは第四十三条の四第一項、同法第五十二条第二項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第三条第二項において準用する同法第二条第一項又は沖縄振興特別措

2
特定港湾施設工事勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。
一 歳入
　イ 一般会計からの繰入金
　ロ 港湾法第四十三条の九第二項において準用する同法第四十三条の二、第四十三条の三第一項若しくは第四十三条の四第一項、

6 附則第二百三十条の規定により特定港湾施設工事勘定から一般会計に繰り入れる場合には、特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。
特定港湾施設工事勘定の国庫債務負担行為は、特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。

第二百三十三条 附則第一百二十六条第一項の規定によるほか、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律附則第五条に規定する貸付金の償還金は、港湾整備勘定の歳入とする。

二 広域臨海環境整備センター法第二十六条
本 第一項の規定による補助金
港湾法第五十五条の七第一項若しくは第五十五条の八第一項又は特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項の規定による貸付金及び港湾施設の建設又は改良に係る民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項又は都市再生特別措置法第三十条第一項の規定による貸付金
ト 一般会計への繰入金
ヘ 附屬諸費

る費用で、國が負担するもの、一般会計所属港湾
関係工事に要する事務費、港湾施設の建設等で
港湾管理者が施行するものに係る負担金及び補
助金、広域臨海環境整備センター法第二十六条
第一項の規定による補助金、港湾法第五十五条
の七第一項及び第五十五条の八第一項並びに特
定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一
項の規定による貸付けに要する費用並びに港湾
施設の建設又は改良に係る民間都市開発の推進
に関する特別措置法第五条第一項及び民間資金
等の活用による公共施設等の整備等の促進に關
する法律第十三条第一項の規定による貸付けに
要する費用とする。

第百二十七条に規定する書類(当該年度の事業計画表を除く。)のうち特定港湾施設工事勘定に係るものについては、特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて作成するものとする。

附則第百二十八条第二項に規定する経費を一般会計から繰り入れる場合には、特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。

附則第百二十九条の規定により特定港湾施設工事勘定から港湾整備勘定に繰り入れる場合には、特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。

13 12 第二項の規定は、第九条第二項第一号から第十三号まで及び前条に規定する書類のうち特定港湾施設工事勘定に係るものについて準用する。
14 第十一条の規定により余裕金を財政融資資金に預託する場合には、特定港湾施設工事勘定について、特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。

ハ 口 漢語整備勘定への繰入金
ニ 一般会計への繰入金
三 附属諸費

(港湾整備特別会計の歳入歳出予定計算書等の添付書類)

第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、港湾整備特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、前々年度の事業実績表並びに前年度及び当該年度の事業計画表を添付しなければならない。

(港湾整備特別会計における一般会計からの繰入対象経費)

港湾整備勘定における一般会計からの繰入の額は、直轄港湾整備事業に要するものとし、その額は、直轄港湾整備事業に要するものとし、その額は、直轄港湾整備事業に要するものとする。

（特定港湾施設工事勘定に係る整理）

第一百三十二条 特定港湾施設工事勘定においては、歳入及び歳出並びに資産及び負債を特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分（第二百九条第二項に規定する特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分をいう。以下同じ。）に従つて整理しなければならない。

第三条第二項第一号から第五号まで及び附則

の金額を支出するには、当該区分による歳入の収納済額（一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用している場合には、当該一時借入金又は繰替金の額を加算した額）を超えてはならない。

読替え後の第八条第一項の規定により剰余金の処理を行ふ場合には、特定港湾施設工事勘定について、特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。

第九条第一項の規定により歳入歳出決定計算書を作成する場合には、特定港湾施設工事勘定について、特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。

置法第二百八条第四項の規定による負担金で直轄港湾整備事業に係るものへ
ト 湾整備関係受託工事に係る納付金
ト 湾法第五十五条の七第一項若しくは第五十五条の八第一項又は特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項の規定による貸付金の償還金及び港湾施設の建設又は改良に係る民間都市開発の推進に関する特別措置法第五条第一項、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十三条第一項又は都市再生特別措置法第三十条第一項の規定による貸付金の償還金
ト 附屬雜收入

同法第四十三条の十において準用する企業合理化促進法第八条第二項、港湾法第五十二条第二項、同法第五十五条の六、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第三条第二項において準用する同法第二条第一項、沖縄振興特別措置法第八十条、特定港湾施設整備特別措置法第四条、企業合理化促進法第八条第四項又は公害防止事業費事業者負担法の規定による負担金で特定港湾施設工事等に係るもの
二ハ 特定港湾施設関係受託工事に係る納付金
二一歳出 附屬雑収入
イ 特定港湾施設工事等に要する費用（これら
の工事に関する事務費を除く。）

(港湾整備特別会計から一般会計への繰入れ)
第一百三十条 港湾整備関係受託工事又は特定港湾施設関係受託工事に係る納付金のうち、当該工事について一般会計において支弁した政令で定める経費の額に相当する金額は、当該納付金を収納した年度内において、港湾整備関係受託工事に係るものにあっては港湾整備勘定から、特定港湾施設関係受託工事に係るものにあっては特定港湾施設工事勘定から、それぞれ一般会計に繰り入れるものとする。

9 8 7
特定港湾施設工事勘定の予算で、その項又は目が特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分によつてないものの配賦は、財政法第三十一條第二項の規定によるほか、特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に従つて行うものとする。
特定港湾施設工事勘定の特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分に応する収入金は、当該区分に応する費用の財源に充てるものとする。この場合において、その収入金のうち当該費用の財源に充てる必要がない剩余を生じたときは、における該剩余の処理について必要な事項は、政令で定める。
特定港湾施設工事勘定において、特定港湾施設工事等に係る工事別等の区分による歳出予算

事に関する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第七項又は沖縄振興特別措置法附則第六条第一項の規定による無利子の貸付けに関する経理は、この法律の施行の日から平成十九年度の末日までの間、第一百九十八条第一項並びに附則第五十一条第二項及び第一百二十三条第一項の規定にかかわらず、港湾整備特別会計において行うものとする。

3 前項の規定により同項に規定する経理を港湾整備特別会計において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から港湾整備特別会計に繰入れを行う場合における附則第二百一十六条第一項及び第一百二十八条第一項の規定の適用については、附則第一百二十六条第一項第一号口中「空港整備特別会計からの繰入金」とあるのは「附則第三十九条の規定による空港整備特別会計からの繰入金及び社会資本整備特別措置法第七条第五項又は第六項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定からの繰入金」と、同号へ及び同項第一号中「第五十五条の八第一項」とあるのは「第五十五条の八第一項、附則第十五項から第十七項まで若しくは第二十七項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第七項、沖縄振興特別措置法附則第六条第一項」と、同号へ中「一般会計への繰入金」とあるのは「附則第一百三十条の規定による一般会計への繰入金及び附則第一百三十三条第四項から第六項まで又は第八項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定から港湾整備勘定に繰り入れられる金額をもつて充てるものを除く。」)と、「事務費」とあるのは「事務費備特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から港湾整備勘定に繰り入れられる金額をもつて充てるものである。」)と、「事務費」であるのは「事務費備特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から港湾整備勘定に繰り入れられる金額をもつて充てるものである。」)とする。

4 港湾整備勘定において港湾法附則第十五項から第十七項まで若しくは第二十七項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第六条第一項の規定による無利子の貸付けに関する経理は、この法律の施行の日から平成十九年度の末日までの間、第一百九十八条第一項並びに附則第五十一条第二項及び第一百二十三条第一項の規定にかかわらず、港湾整備特別会計において行うものとする。

5 下この項において同じ。)を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金(返還金を含む。)に相当する金額を、同勘定から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

6 社会資本整備特別措置法第七条第五項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から港湾整備勘定に繰り入れられた繰入金の額が、当該年度における港湾法附則第十五項から第十七項まで若しくは第二十七項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第七項又は沖縄振興特別措置法附則第六条第一項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において社会資本整備特別措置法第七条第五項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに港湾整備勘定から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

7 社会資本整備特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から港湾整備勘定に繰り入れを行つた場合においては、当該繰入金を同勘定に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額(第八項の規定により繰入れを行つた場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額)に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、同勘定から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

8 読替え後の第六条の規定にかかわらず、前項の規定により繰入れを行う場合には、同項の繰入金に相当する金額を、一般会計から港湾整備勘定に繰り入れるものとする。

9 社会資本整備特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から港湾整備勘定に繰り入れられた繰入金の額が、同項に規定する当該公共的建設事業であつて同勘定において経理されるものの当該年度において要した費用(当該年度において国が負担した費用に限る。)を超過する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに港湾整備勘定か

（空港整備特別会計の設置の目的）

第百三十四条 空港整備事業等に関する經理は、この法律の施行の日から平成十九年度の末日までの間、第二百九十八条第一項の規定にかかわらず、空港整備特別会計において行うものとする。

2 この条から附則第二百四十二条までにおいて「空港整備事業」とは、空港の設置、改良及び災害復旧並びに維持その他の管理に関する事業並びに空港の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止その他の措置に関する事業並びにこれらの事業に要する費用についての国からの出資金、負担金その他の経費の交付及び資金の貸付けで国土交通大臣が行うものをいう。

3 第一項の「空港整備事業等」とは、空港整備事業及び次に掲げる事務又は事業をいう。

一 航空保安職員研修施設（第二百九十八条第七項第十七号に規定する航空保安職員研修施設）をいう。附則第二百三十六条第二号口において同じ。）の管理及び運営

二 飛行検査業務等（第二百九十八条第七項第十八号に規定する飛行検査業務等をいう。附則第二百三十六条第二号口において同じ。）で国土交通大臣が行うもの

三 前二号に掲げるもののほか、空港整備事業に関する次に掲げるもの

イ 空港関係工事（第二百九十八条第七項第十九号イに規定する空港関係工事をいう。附則第二百三十六条第二号イにおいて同じ。）

ロ 空港関係受託工事（第二百九十八条第七項第十九号ロに規定する空港関係受託工事をいう。附則第二百三十六条第二号ロにおいて同じ。）

ハ 地方航空局事務所掌事務（第二百九十八条第七項第十九号ハに規定する地方航空局事務所掌事務をいう。附則第二百三十六条第二号ハにおいて同じ。）

（空港整備特別会計の管理）

第百三十五条 空港整備特別会計は、国土交通大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。（空港整備特別会計の歳入及び歳出）

第百三十六条 空港整備特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

（自動車検査登録特別会計の管理）	う。以下同じ。）に関する政府の經理は、この法律の施行の日から平成十九年度の末日までの間、同条第項の規定にかかわらず、自動車検査登録特別会計において行うものとする。
（自動車検査登録特別会計は、国土交通大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。）	（自動車検査登録特別会計の歳入及び歳出）
（自動車検査登録特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。）	第一歳入 一 嶽入及び歳出は、次のとおりとする。 二 歳出 イ 自動車検査登録印紙売渡収入 ロ 道路運送車両法第二百二条第三項ただし書の規定による手数料 ハ 一般会計からの繰入金 ニ 独立行政法人交通安全環境研究所法第十一条第三項及び自動車検査独立行政法人法第六条第三項の規定による納付金 ホ 附属雑収入
（自動車検査登録特別会計における歳入及び歳出）	第一歳出 イ 事務取扱費 ロ 自動車検査登録等事務に係る施設費 ハ 独立行政法人交通安全環境研究所及び自動車検査独立行政法人に対する出資金、交付金及び施設の整備のための補助金 ニ 一般会計への繰入金 ホ 一時借入金の利子 ヘ 附屬諸費 （自動車検査登録特別会計における一般会計からの繰入対象経費）
（自動車検査登録特別会計における一般会計からの繰入対象経費）	（自動車検査登録特別会計における一般会計からの繰入対象経費）

（自動車検査登録特別会計における一般会計からの繰入対象経費）	（国営土地改良事業特別会計の管理）
（自動車検査登録特別会計における一般会計からの繰入対象経費）	（国営土地改良事業特別会計の歳入及び歳出）

（自動車検査登録特別会計における一般会計からの繰入対象経費）	（国営土地改良事業特別会計の歳入及び歳出）

（自動車検査登録特別会計から一般会計への繰入れ）	2 前項及び附則第一百七十二条の「土地改良工事等」とは、次に掲げるものをいう。 一 土地改良工事（土地改良法により國が行う土地改良事業の工事（土地改良施設の管理を含む。附則第一百六十三条から第一百七十二条までにおいて同じ。）をいう。以下同じ。） 二 土地改良関係受託工事（土地改良工事の施行上密接な関連のある工事で國が委託に基づき施行するものをいう。以下同じ。） 三 土地改良関係直轄調査（土地改良法第二条第二項各号に掲げる事業に関する調査で國が行うものをいう。以下同じ。）
（自動車検査登録特別会計から一般会計への繰入れ）	（自動車検査登録特別会計の歳入及び歳出）

の付与に伴う同条第三項の規定による交付金の財源に充てるものとする。
(国営土地改良事業特別会計における借入金対象経費)

第一百七十条 国営土地改良事業特別会計における
借入金対象経費は、土地改良工事に要する費用
のうち土地改良法第九十条の規定により都道府

県に負担させる費用で政令で定めるもの並びに埋立て又は干拓の工事によって生じた用地で売り扱うべきものの管理及び処分のために直接必

2 要な費用とする。
国営土地改良事業特別会計において、土地改良工事に係る土地改良法第九十九条の規定による

負担金及びその利息で借入金に対応するものは、当該借入金の償還金及び利子の財源に充てなければならない。

(国営土地改良事業特別会計における一時借入金等の特例)

て、第十五条第一項の規定により、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる金額は、昔入金を借り入れることが

できる金額に相当する金額（既に借り入れている借入金の額に相当する金額を除く。）を限度とする。二の場合においては、同条第二項の規

ノ万円の償還元は総合金の返還の財源は借入金をもつて充てるものとする。
(国営土地改良事業特別会計における土地改良
一項等による支拂を除く)

工事等に係る整理) 第百七十二条 国営土地改良事業特別会計においては、土地改良工事等に係る歳入及び歳出並びに歳入歳出の差額を算定する。

に資産及び負債を工事別（土地改良工事 土地改良関係受託工事その他の政令で定める区分の別をいう。以下この条、附則第二百三十条第七

項及び第二百三十二条第五項において同じ。)の区分に従つて整理しなければならない。

一號から第四号まで及び附則第百六十四条第二項各号に掲げる書類（当該年度に係るものを除く。）は、工事別の区分に従つて作成するものとする。

国営土地改良事業特別会計において、附則第百六十五条に規定する費用を一般会計から繰り入れる場合には、工事別の区分に従つて行うものとする。

4 国営土地改良事業特別会計の歳入歳出予算の配賦は、財政法第三十一条第二項の規定による。

5 国営土地改良事業特別会計の工事別の区分に応する収入金は、附則第六十八条及び第一百六十九条に定めるものほか、当該区分に応ずる費用の財源に充てるものとする。この場合における必要がない剩余を生じたときにおける当該剰余の処理について必要な事項は、政令で定める。

6 国営土地改良事業特別会計において、工事別の区分に従つて歳出の金額を支出するには、当該区分による歳入の収納済額（一時借入金を繰り替えて、又は国庫余裕金を繰り替えて使用している場合には、当該一時借入金又は繰替金の額を計算した額）を超えてはならない。

7 国営土地改良事業特別会計において、読替えの規定により余裕金を財政融資資金に預託する場合には、工事別の区分に従つて行うものとする。

8 第二項の規定は、国営土地改良事業特別会計の第九条第二項第一号から第三号まで及び附則第六十七条各号に掲げる書類について準用する。

9 国営土地改良事業特別会計において、第十一條の規定により余裕金を財政融資資金に預託する場合には、工事別の区分に従つて行うものとする。

10 国営土地改良事業特別会計において、読替えの規定により借入金をする場合には、工事別との規定に従つて行うものとする。

11 国営土地改良事業特別会計において、第十五条の規定により、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用する場合には、工事別の区分に従つて行うものとする。

12 借入金の償還金及び利子の額に相当する金額は、工事別の区分に従つて、国営土地改良事業を行う場合における附則第六十三条、第百七十三条（国営土地改良事業特別会計の歳入及び歳出の特例等）

六十五条及び第一百六十六条の規定の適用については、附則第一百六十三条第一号イ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「附則第一百六十五条又は第二百七十三条第三項の規定による一般会計からの繰入金及び社会資本整備特別措置法第七条第六項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定からの繰入金」と、同条第二号ヘ中「一般会計への繰入金」とあるのは「附則第一百六十六条の規定による一般会計への繰入金及び附則第二百七十三条第二項又は第四項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定への繰入金」と、附則第一百六十五条中「費用」とあるのは「費用（社会資本整備特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から国営土地改良事業特別会計に

繰り入れられる金額をもつて充てるものを除く。」と、附則第一百六十六条第一項中「繰り入れるもの」とする。」とあるのは「繰り入れ

るものとする。社会資本整備特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から日国音士也改良事業特別会計法

本製造販賣方法に付する販賣業者に合計額
及びつく国営地改良事業特別会計及び附則第
六十七条规定第一項第十号の規定により設置する第
百七十九条第十一項に規定する場合

官二種町民事業特別会計に繰入された場合の当該繰入の金額に対応するものも、同様とする。」とする。

2
社会資本整備特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から国営土地改良事業特別会計に繰入れを行つた場合につき、当該勘定に会計上記入へ

場合においては、当該繰入金を同会計に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年の度以内に、当該繰入金に相当する額（第四項の規定による同一会計年度に二回以上支取った場合は、

り納入を行つた場合においては、該當納入金額に相当する金額を控除した金額)に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、同会計

3 から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

の規定により繰入れを行う場合には、当該繰入金に相当する金額を、一般会計から国営土地改良事業特別会計に繰り入れるものとする。

4 社会資本整備特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計の社会資本整備勘定から国営土地改良事業特別会計に繰り入れられた

繰入金の額が、同項に規定する当該公共的建設事業であつて同会計において経理されるものの、当該年度において要した費用（当該年度におい

て国が負担した費用に限る。)を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による産業投資特別会計の社会資本整備勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに国営土地改良事業特別会計から産業投資特別会計の社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。
(特定国有財産整備特別会計の設置の目的)
第一百七十四条 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法(昭和三十二年法律第二百五十五号)第五条に規定する特定国有財産整備計画(以下「特定国有財産整備計画」という。)の実施による特定の国有財産の取得及び处分に関する経理は、この法律の施行の日から平成二十一年度の末日までの間、特定国有財産整備特別会計において行うものとする。
(特定国有財産整備特別会計の管理)
第一百七十五条 特定国有財産整備特別会計は、財務大臣及び国土交通大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。
2 特定国有財産整備特別会計の管理に関する事務は、政令で定めるところにより、同会計全体の計算整理に関するものについては財務大臣が、その他のものについては、所掌事務の区分に応じ、所管大臣の全部又は一部が行うものとする。
(特定国有財産整備特別会計の歳入及び歳出)
第一百七十六条 特定国有財産整備特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。
一 歳入
イ 特定国有財産整備計画の実施により処分(他の会計に対し有償で行う所管換、所属替その他の所属の移動を含む。以下同じ。)をすべき国有財産その他この会計に所属する資産の処分による収入金
ロ 借入金
ハ 一時借入金の借換えによる収入金
二 歳出
イ 特定国有財産整備計画の実施により取得すべき庁舎その他の施設の用に供する国有財産の取得に要する費用
ロ 借入金の償還金及び利子
ハ 一般会計への繰入金
一時借入金の利子
ニ 本へ
事務取扱費

計（以下この条において「旧基盤強化特別会計」という。）の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧基盤強化特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、食料安定供給特別会計の調整勘定の歳入に繰り入れるものとする。

3 旧基盤強化特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧基盤強化特別会計に所属する積立金は、食料安定供給特別会計の調整勘定に所属する積立金として積み立てられたものとする。

4 この法律の施行の際、旧基盤強化特別会計に所属する権利義務は、政令で定めるところにより、食料安定供給特別会計の農業経営基盤強化勘定又は業務勘定に帰属するものとする。

5 前項の規定により食料安定供給特別会計の農業経営基盤強化勘定又は業務勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。

6 旧基盤強化特別会計の所属に移した農地等（旧基盤強化特別会計法第一条第二項第一号を掲げる農地等をいう。）は、農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第三十八条の規定による改正前の第三百三十一条に規定する農業経営基盤強化勘定の所属に移した農地等となす。

（国有林野事業特別会計法の廃止に伴う経過措置）

第二百十五条 附則第六十六条第八号の規定による廃止前の国有林野事業特別会計法（次項において「旧国有林野事業特別会計法」という。）に基づく国有林野事業特別会計（以下この条において「旧国有林野事業特別会計」という。）の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧国有林野事業特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、国有林野事業特別会計の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧国有林野事業特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三

第一項若しくは第四十二条ただし書又は旧国有林野事業特別会計法第十八条第一項の規定による繰越しを必要とするものは、国有林野事業特別会計に繰り越して使用することができる。

3 旧国有林野事業特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧国有林野事業特別会計に所属する特別積立金引当資金は、第百六十六条第一項の規定により、国有林野事業特別会計に所属する特別積立金引当資金として組み入れられるものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧国有林野事業特別会計に所属する権利義務は、国有林野事業特別会計に帰属するものとする。

5 前項の規定により国有林野事業特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同会計の歳入及び歳出とする。

(船員保険特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百六十六条 附則第六十六条第九号の規定による廃止前の船員保険特別会計法に基づく船員保険特別会計（以下この条において「旧船員保険特別会計」という。）の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関することは、なお従前の例による。この場合において、旧船員保険特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、附則第六十七条第一項第十三号の規定により設置する船員保険特別会計（以下この条及び次条において「暫定船員保険特別会計」という。）の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧船員保険特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、暫定船員保険特別会計に繰り越しして使用することができる。

3 旧船員保険特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧船員保険特別会計に所属する積立金は、附則第一百九十七条第一項の規定により、暫定船員保険特別会計に所属する積立金として積み立てられたものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧船員保険特別会計に所属する権利義務は、暫定船員保険特別会計に帰属するものとする。

5 前項の規定により暫定船員保険特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、暫定船員保険特別会計の歳入及び歳出とする。

(暫定船員保険特別会計の廃止に伴う経過措置)

第二百六十七条 暫定船員保険特別会計の廃止に因る経過措置は、別途法律で定める。

第二百一十八条 附則第六十六条第十一号の規定による廃止前の国立高度専門医療センター特別会計法に基づく国立高度専門医療センター特別会計（以下この条において「旧国立高度専門医療センター特別会計」）の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関するは、なお従前の例による。この場合において、旧国立高度専門医療センター特別会計の平成十九年度の歳人に繰り入れるべき金額があるときは、附則第六十七条第一項第十二号の規定により設置する国立高度専門医療センター特別会計（以下この条及び次条において「暫定国立高度専門医療センター特別会計」という。）の歳に入繰り入れるものとする。

第二百一十九条 旧国立高度専門医療センター特別会計の平成十八年度の出納予算の経費の金額のうち財政庁の第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、暫定国立高度専門医療センター特別会計に繰り越して使用することができる。

第三百一十条 旧国立高度専門医療センター特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧国立高度専門医療センター特別会計に所属する積立金は、附則第八十七条第一項の規定により、暫定国立高度専門医療センター特別会計に所属する積立金として積み立てられたものとみなす。

第四百一十一条 この法律の施行の際、旧国立高度専門医療センター特別会計に所属する権利義務は、暫定国立高度専門医療センター特別会計に帰属するものとする。

第五百一十二条 前項の規定により暫定国立高度専門医療センター特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、暫定国立高度専門医療センター特別会計の歳入及び歳出とする。

第六百一十三条 (暫定) 国立高度専門医療センター特別会計の廃止に伴う経過措置

第七百一十四条 附則第六十六条第十二号の規定による廃止前の貿易再保険特別会計法（次項において「旧貿易再保険特別会計法」という。）に基づく貿易再保険特別会計（以下この条において「旧貿易再保険特別会計」という。）の平成

十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧貿易再保険特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、貿易再保険特別会計の歳入に繰り入れるものとする。

旧貿易再保険特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第四十二条たゞし書又は旧貿易再保険特別会計法第十五条第一項の規定による繰越しを必要とするものは、貿易再保険特別会計に繰り越して使用することができる。

この法律の施行の際、旧貿易再保険特別会計に所属する権利義務は、貿易再保険特別会計に帰属するものとする。

前項の規定により貿易再保険特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同会計の歳入及び歳出とする。

(外国為替資金特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百二十一條 附則第六十六条第十三号の規定による廃止前の外国為替資金特別会計法(次項において「旧外国為替資金特別会計法」という。)に基づく外国為替資金特別会計(以下この条において「旧外国為替資金特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。ただし、平成十八年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理については、当該剩余金から、積立金に積み立てた金額を控除して、なお残余があるときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

旧外国為替資金特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第四十二条たゞし書又は旧外国為替資金特別会計法第二十二条第一項の規定による繰越しを必要とするものは、旧外国為替資金特別会計に繰り越して使用することができる。

旧外国為替資金特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧外国為替資金特別会計に所属する外国為替資金又は積立金は、第七十六条第七項又は第八十条第一項の規定により、それぞれ外国為替資金特別会計に所属する外国為替資金として組み入れ、又は積立金として積み立てられたものとみなす。

- 5 前項の規定により外国為替資金特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同会計による歳入及び歳出とする。

(財政融資資金特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百二十二条 附則第六十六条第十四号の規定による廃止前の財政融資資金特別会計法(次項及び第六項において「旧財政融資資金特別会計法」という。)に基づく財政融資資金特別会計(以下この条において「旧財政融資資金特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。この場合において、旧財政融資資金特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、附則第六十七条第一項第一号の規定により設置する財政融資資金特別会計(以下この条及び次条において「暫定財政融資資金特別会計」という。)の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧財政融資資金特別会計の平成十八年度の歳出予算の經費の金額のうち財政法第四十二条ただし書又は旧財政融資資金特別会計法第十八条第一項の規定による繰越しを必要とするものは、暫定財政融資資金特別会計に繰り越して使用することができる。

3 旧財政融資資金特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧財政融資資金特別会計に所属する積立金は、附則第七十三条第一項の規定により、暫定財政融資資金特別会計に所属する積立金として積み立てられたものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧財政融資資金特別会計に所属する権利義務は、暫定財政融資資金特別会計に帰属するものとする。

5 前項の規定により暫定財政融資資金特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、暫定財政融資資金特別会計の歳入及び歳出とする。

6 旧財政融資資金特別会計において旧財政融資資金特別会計法第十二条第二項の規定により国会の議決を経た金額のうち、平成十八年度において借入金の借入れ又は公債の発行をしなかつた金額がある場合には、暫定財政融資資金特別会計の負担において、当該金額を限度として、かつ、財政融資資金の長期運用に対する特別措

置に関する法規第三条の規定により平成十九年

(産業投資特別会計法の廃止に伴う経過措置)
第二百二十四条 附則第六十六条第十五号の規定

り、財政投融資等別会計の投資勘定に所属する

り、財政投融資特別会計の投資勘定に所属する投資財源資金として組み入れられたものとみなす

- り、財政投融資特別会計の投資勘定に所属する投資財源資金として組み入れられたものとみなす。

4 平成十九年度の末日において、暫定産業投資特別会計に所属する権利義務は、財政投融資特別会計の投資勘定に帰属するものとする。

5 前項の規定により財政投融資特別会計の投資勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同勘定の歳入及び歳出とする。
(交付税及び譲与税配付金特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百二十六条 附則第六十六条第十六号の規定による廃止前の交付税及び譲与税配付金特別会計法(次項において「旧交付税特別会計法」という。)に基づく交付税及び譲与税配付金特別会計(以下この条において「旧交付税特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。この場合において、旧交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定又は交通安全対策特別交付金勘定の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、それぞれ交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定又は交通安全対策特別交付金勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち旧交付税特別会計法第十五条第一項の規定による繰越しを必要とするものは、交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に繰り越して使用することができる。

3 この法律の施行の際、旧交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定又は交通安全対策特別交付金勘定に所属する権利義務は、それぞれ交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。
(自動車損害賠償保障事業特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百二十七条 附則第六十六条第十七号の規定による廃止前の自動車損害賠償保障事業特別会計法(次項において「旧自動車損害賠償保障事業特別会計法」という。)に基づく自動車損害

賠償保障事業特別会計（以下この条において「旧自動車損害賠償保障事業特別会計」という。）の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお前例による。この場合において、旧自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定、自動車事故対策勘定又は保険料等充当交付金勘定の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、それぞれ附則第六十七条第一項第八号の規定により設置する自動車損害賠償保障事業特別会計（以下この条及び次条において「暫定自動車損害賠償保障事業特別会計」という。）の保障勘定、自動車事故対策勘定又は保険料等充当交付金勘定の歳入に繰り入れるものとする。

旧自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定、自動車事故対策勘定又は保険料等充当交付金勘定の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項若しくは第四十二条ただし書又は旧自動車損害賠償保障事業特別会計法第十六条第一項の規定による繰越しを必要とするものは、それぞれ暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定、自動車事故対策勘定又は保険料等充当交付金勘定に繰り越して使用することができる。

旧自動車損害賠償保障事業特別会計の平成十八年度の出納の完結の際、旧自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定又は保険料等充当交付金勘定に所属する積立金は、附則五百四十四条第一項又は第二項の規定により、それぞれ暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定又は保険料等充当交付金勘定に所属する積立金として積み立てられたものとみなす。

この法律の施行の際、旧自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定、自動車事故対策勘定又は保険料等充当交付金勘定に所属する権利義務は、それぞれ暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定、自動車事故対策勘定又は保険料等充当交付金勘定に帰属するものとする。

前項の規定により暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定、自動車事故対策勘定又は保険料等充当交付金勘定に帰属する権利義務は、別会計の平成十九年度の収入及び支出並びに決算の平成十九年度の収入及び支出並びに決

算に関しては、なお従前の例による。この場合において、暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定又は保険料等充当交付金勘定の平成二十年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは自動車安全特別会計の保障勘定の歳入に、暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定の平成二十年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定の歳入に、それぞれ繰り入れるものとする。

2 暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定又は保険料等充当交付金勘定の平成十九年度の歳出予算の経費（附則第百四十九条第一項又は第二号口に掲げるものを除く。）の金額のうち財政法第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、自動車安全特別会計の保障勘定に繰り越して使用することができる。

3 暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定の平成十九年度の歳出予算の経費（附則第百四十九条第一項第二号口に掲げるものに限る。）の金額のうち財政法第四十一条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定に繰り越して使用することができる。

4 暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定の平成十九年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定に繰り越して使用することができる。

5 暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の平成十九年度の出納の完結の際、暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定又は保険料等充当交付金勘定に所属する積立金は、附則第六十二条第一項又は附則第六十五条において読み替えて適用する附則第六十一条第一項の規定により、それぞれ自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定又は保障勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

6 平成十九年度の末日において、暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定及び保険料等充当交付金勘定に所属する権利義務（附則第一百四十九条第一項第一号口に掲げる業務取扱費に係るものを除く。）は、自動車安全特別会計の保障勘定に帰属するものとする。

7 平成十九年度の末日において、暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定に所属する

8 平成十九年度の末日において、暫定自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定に所属する権利義務は、自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定に帰属するものとする。
9 前三項の規定により自動車安全事故特別会計の保険勘定、自動車検査登録勘定又は自動車事故対策勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。
(国営土地改良事業特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第二百二十九条 附則第六十六条第十八号の規定による廃止前の国営土地改良事業特別会計法(第五項において「旧国営土地改良事業特別会計法」という。)に基づく国営土地改良事業特別会計(以下この条において「旧国営土地改良事業特別会計」という。)の平成十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお前前の例による。この場合において、旧国営土地改良事業特別会計の平成十九年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、附則第六十七条第一項第十号の規定により設置する国営土地改良事業特別会計(以下この条及び次条において「暫定国営土地改良事業特別会計」という。)の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧国営土地改良事業特別会計の平成十八年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、暫定国営土地改良事業特別会計に繰り越して使用することができる。

3 この法律の施行の際、旧国営土地改良事業特別会計に所属する権利義務は、暫定国営土地改良事業特別会計に帰属するものとする。

4 前項の規定により暫定国営土地改良事業特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出がある場合には、暫定国営土地改良事業特別会計の歳入及び歳出とする。

5 旧国営土地改良事業特別会計において旧国営土地改良事業特別会計法第十四条第二項の規定により国会の議決を経た金額のうち、平成十八年度において借入金の借入れをしなかつた金額がある場合には、暫定国営土地改良事業特別会計の負担において、当該金額を限度として、か

つ、歳出予算の繰越し額（附則第百七十条第一項に規定する借入金対象経費に係るものに限る。）の財源として必要な金額の範囲内で、平成十九年度において、読替え後の第十三条第一項及び附則第百七十条第一項の規定により、借入金をすることができる。

（暫定国営土地改良事業特別会計の廃止に伴う経過措置）

第二百三十一条 暫定国営土地改良事業特別会計の平成十九年度の収入及び支出並びに決算に関する事項は、なお従前の例による。この場合において、暫定国営土地改良事業特別会計の平成二十一年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、一般会計の歳入に繰り入れるものとする。ただし、当該金額のうち、借入事業（附則第二百六十六条の規定による改正前の土地改良法第八十八条の二及び附則第三百八十三条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第八十八条の二の規定によりその工事（土地改良関係受託工事を含む。次条第三項を除き、以下この条及び次条において同じ。）に係る事業費の一部につき借入金をもつてその財源とする同法により国が行う土地改良事業をいう。以下この条において同じ。）で平成十九年度の末日までにその工事の全部が完了しなかつたもの（以下この条及び次条において「未完了借入事業」という。）に係るものは、食料安定供給特別会計の国営土地改良事業勘定（同条第二項を除き、以下この条から附則第二百三十二条までにおいて「国営土地改良事業経過勘定」という。）の歳入に繰り入れるものとする。

2 暫定国営土地改良事業特別会計の平成十九年度の歳出予算の経費（未完了借入事業の工事に係る経費を除く。）の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、国営土地改良事業経過勘定に繰り越して使用することができることとする。

3 暫定国営土地改良事業特別会計の平成十九年度の歳出予算の経費（未完了借入事業の工事に係る経費に限る。）の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、国営土地改良事業

入事業の工事に係る権利義務（未完了借入事業によつて生じた工作物及び未完了借入事業の用に供する施設（これらの用に供する土地を含む。）並びに未完了借入金に要する費用の財源に充てた借入金に係るものを除く。）は、政令で定めるところにより、国営土地改良事業経過勘定に帰属するものとする。

前項の規定により一般会計又は国営土地改良事業経過勘定に帰属するものとする。

事業経過勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、それ一般会計又は国営土地改良事業経過勘定の歳入及び歳出とする。

暫定国営土地改良事業特別会計において第十一条第二項の規定により国会の議決を経た金額のうち、平成十九年度において借入金の借入れをしなかつた金額がある場合には、国営土地改良事業経過勘定の負担において、当該金額を限度として、かつ、歳出予算の繰越額（次条第六項において準用する附則第一百七十条第一項に規定する借入金対象経費に係るものに限る。）の財源として必要な金額の範囲内で、平成二十年度において、読み替へ後の第十三条第一項及び次条第六項において準用する附則第一百七十条第一項の規定により、借入金をすることができる。

第四十二条第五項の規定によるほか、第四項の規定により一般会計に帰属する借入金の償還金及び利子の額に相当する金額は、予算で定めることにより、工事別の区分に従つて、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

第四項の規定により一般会計に帰属する借入金に対応する土地改良工事に係る土地改良法第九十条の規定による負担金及びその利息は、当該借入金の償還金及び利子の額に充てなければならない。

財政融資資金において財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第二条の規定により国会の議決を受けた長期運用予定期額のうち、平成十九年度において暫定国営土地改良事業特別会計に貸付けをしなかつたものがある場合には、当該貸付けをしなかつた額に相当する金額を限度として、平成二十年度において、食料安定供給特別会計に貸し付けることができるとする。

第二百三十一条 未完了借入事業の工事に関する経理は、平成二十年度から工事完了年度（未完了借入事業の工事の全部が完了する年度として政令で定める年度をいう。次条において同じ。）

の末日までの間、第一百二十四条第一項の規定にかかるわらず、食料安定供給特別会計において行うものとする。

前項の規定により未完了借入事業の工事に関する経理を食料安定供給特別会計において行う場合は、第一百二十六条の規定にかかるわらず、同会計は、農業経営安定勘定、食糧管理勘定、農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定、漁業共済保険勘定、業務勘定及び国営土地改良事業勘定に区分する。

國営土地改良事業経過勘定における歳入歳出歳出は、次のとおりとする。

3	一歳入
イ 一般会計からの繰入金	東日本大震災復興特別会計からの繰入金
ハ 未完了借入事業の工事に係る土地改良法第九十条第一項の規定による負担金及びその利息	未完了借入事業の工事に係る土地改良法第九十条の二の規定による徴収金
チ 土地改良関係受託工事に係る納付金	土地改良法の規定に基づき国が施行する埋立て又は干拓の工事によって生じた土地改修の売払代金及び貸付料
ト 未完了借入事業の工事に係る職員の給与に要する費用その他の事務費を除く。)	未完了借入事業の工事に係る職員の給与に要する費用その他の事務費を除く。)
リ 附属雑収入	土地改修は沖縄県で行う工事に係る職員の給与に要する費用その他の事務費を除く。)

ト 東日本大震災復興特別会計への繰入金
チ 附属諸費

4 国営土地改良事業経過勘定における歳入歳出予定期算書等の添付書類については、第一百二十八条の規定は適用せず、附則第一百六十四条の規定は適用せず、附則第一百六十七条の規定を準用する。

5 国営土地改良事業経過勘定における歳入歳出決定計算書の添付書類については、第一百三十五条の規定は適用せず、附則第一百六十七条の規定を準用する。

6 附則第一百六十五条、第一百六十六条及び第一百六十八条から第百七十二条までの規定は、国営土地改良事業経過勘定について準用する。

7 附則第三十九条の規定によるほか、国営土地改良事業経過勘定の業務のために使用する必要がある場合において、前条第四項の規定により一般会計に帰属した国有財産を、政令で定めるところにより、国営土地改良事業経過勘定において使用するときは、当分の間、食料安定供給特別会計と一般会計との間において無償として整理することができる。

8 社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から国営土地改良事業経過勘定に繰り入れを行う場合における第三項並びに第六項において準用する附則第一百六十五条及び第一百六十六条の規定の適用については、第三項第一号イ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第六項において準用する附則第一百六十五条若しくは第十項又は社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定による一般会計からの繰入金」とあるのは「第六項において準用する附則第一百六十六条、第九項又は第十一項の規定による一般会計への繰入金」とあるのは「第六項において準用する附則第一百六十五条中「費用」とあるのは「費用」と同様とする。

9 会計への繰入金」と、第六項において準用する附則第一百六十五条中「費用」とあるのは「費用」と同項において準用する附則第一百六十六条第一項中「繰り入れるものとする。」とあるのは「繰り入れるものとする。社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から国営土地改良事業経過勘定に繰り入れられる金額をもつて充てるものを除く。」と、同項において準用する附則第一百六十六条第一項中「繰り入れるものとする。社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から国営土地改良事業勘定に繰り入れられる金額をもつて充てるものを除く。」とあるのは「繰り入れるものとする。社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から国営土地改良事業経過勘定に繰り入れられた金額に対応するものは、当該負担金及びその利息の収納後、遅滞なく、政令で定めるところにより、同勘定から同会計に繰り入れるものとする。

10 読替え後の第六条の規定にかかるわらず、前項の規定により繰り入れを行う場合においては、当該繰入金に相当する金額（第十一項の規定により繰入を行つた場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額）に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、国営土地改良事業経過勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

11 社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から国営土地改良事業経過勘定に繰り入れられた繰入金の額が、同項に規定する当該公共的建設事業であつて国営土地改良事業経過勘定において経理されるものの当該年度において要した費用（当該年度において国が負担した費用に限る。）を超える場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による一般会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに国営土地改良事業経過勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

12 第二百二十九条第一項の規定により東日本大震災復興特別会計から国営土地改良事業経過勘定に繰り入れを行う場合における第六項においては、同条第三項中「一般会計」とあるのは、「一般会計又は東日本大震災復興特別会計」とあるのは、「一般会計又は東日本大震災復興特別会計」とする。

13 土地改良工事に係る土地改良法第九十条第一項の規定による負担金及びその利息の額のうち、第二百二十九条第一項の規定により東日本大震災復興特別会計から国営土地改良事業経過勘定に繰り入れた金額に対応するものは、当該負担金及びその利息の収納後、遅滞なく、政令で定めるところにより、同勘定から同会計に繰り入れるものとする。

（国営土地改良事業経過勘定の廃止に伴う経過措置）

14 第二百三十二条 国営土地改良事業経過勘定の工事完了年度の収入及び支出並びに工事完了年度以前の年度の決算に關しては、なお從前の例による。この場合において、国営土地改良事業経

条第五項に規定する航空保安施設をいう。)の検査その他航空交通の安全の確保のための検査及び調査に関する業務(以下この条において「飛行検査業務等」という。)で国土交通大臣が行うもの。

三 前二号に掲げるもののほか、空港整備事業

に関する次に掲げるもの。

イ 空港整備事業に属する工事に密接な関連

のある工事で国土交通大臣が施行するもの

(以下この条において「空港関係工事」といいう。)

ロ 空港整備事業に属する工事に密接な関連

のある工事で国土交通大臣が委託に基づき行うもの(以下この条において「空港関係受託業

務」という。)

ハ イ及びロに掲げるもののほか、空港整備

事業を施行する地方航空局の事務所(国土

交通省設置法第三十九条第一項に規定する

地方航空局の事務所で空港に所在するもの

をいう。以下この条において同じ。)の所

掌する事務(以下この条において「地方航

空局事務所所掌事務」という。)

4 第一項の規定により空港整備事業等に関する

経理を自動車安全特別会計において行う場合に

おいては、同会計は、自動車事故対策勘定、自

動車検査登録勘定及び空港整備勘定に区分す

5 空港整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入
イ 国の空港(地方航空局の事務所が設置さ

れているものに限る。)の使用料収入
ロ 空港法第六条第一項若しくは第二項(同

法第九条第二項(同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。)及び同法附

則第三条第二項において準用する場合を含む。)、第九条第一項(同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。)若しくは

第三項において準用する場合を含む。)の規定による負担金

ハ 一般会計からの繰入金
ハ 一般会計からの繰入金

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

十号) 第三十三条、中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成十年法律第三十六号)、第
九条) とあるのは「空港法附則第八条第一項から第四項まで、公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第百五十四年法律第二百五十九条の五第四項から第六項まで又は第八項の規定による一般会計への繰入金／へ附属諸費／」と、同条第七項中「費用」と、同項第二号中「本附屬諸費」とあるのは「本附則第二百五十九条の五第四項から第六項まで又は第八項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもつて充てろるものと除く。」とする。

4 空港整備勘定において空港法附則第八条第一項から第四項まで又は中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付金の償還(返還を含む。以下この項において同じ。)を受けた場合においては当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還(返還金を含む。)に相当する金額を、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

5 社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定により一般会計から空港整備勘定に繰り入れられた繰入金の額が、当該年度における空港法附則第八条第一項から第四項まで又は中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付金の合計額を超えた場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定による一般会計からの繰入金から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

6 社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から空港整備勘定に繰入れを行った場合においては、当該繰入金を同勘定に繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額(第八項の規定により繰入れを行った場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額)に達するまでの金額を、予算で定めることにより、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

8 第六条の規定にかかるわらず、前項の規定により繰入れを行う場合には、同項の繰入金に相当する金額を、一般会計から空港整備勘定に繰り入れるものとする。

7 第六条の規定にかかるわらず、前項の規定により一般会計から空港整備勘定に繰り入れられた繰入金の額が、同項に規定する当該公共的建設事業であつて同勘定において経理されるものの当該年度において要した費用（当該年度において国が負担した費用に限る。）を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による一般会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。
（空港整備勘定の廃止に伴う経過措置）

第二百五十九条の六 空港整備勘定の借入金償還完了年度の収入及び支出並びに借入金償還完了年度以前の年度の決算に関する事項は、なお従前の例による。この場合において、空港整備勘定の借入金償還完了年度の翌年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

2 空港整備勘定の借入金償還完了年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、一般会計に繰り越して使用することができる。

3 空港整備勘定の借入金償還完了年度の末日ににおいて、空港整備勘定に所属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。

4 前項の規定により一般会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、一般会計の歳入及び歳出とする。

5 前二条の規定は、空港整備勘定の借入金償還完了年度の末日の翌日以後は、適用しない。
（一般会計からの繰入れに関する他の法令の適用）

第三百九十二条 第六条の規定は、この法律の施行前に他の法令において定められた一般会計から特別会計への繰入れに関する規定の適用を妨げるものではない。
（罰則に関する経過措置）

(その他の経過措置の政令への委任)
第三百九十二条 附則第二条から第六十五条まで、第六十七条から第一百五十九条まで及び第三百八十二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。
附 則 (昭和五一年五月二九日法律第三八号) 抄
（施行期日）
一〇二号) 抄
第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。
（罰則に関する経過措置）
第一百七十六条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第一号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十三条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前に行行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

二及び三 略

四 第三条、第七条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十四条並びに附則第一条第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第五十七条、第六十六条、第七十五条、第七十六条规定、第七十八条、第七十九条、第八十二条、第十四条、第八十五条、第八十七条、第八十九条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条から第一百条まで、第一百三条、第一百九条、第一百四十一条、第一百七十七条、第一百二十条、第一百二十三条、第一百二十六条、第一百二十八条及び第一百三十条の規定 平成二十年四月一日

五 第四条、第八条及び第二十五条並びに附則第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第三十一条まで、第八十一条、第八十二条、第八十三条、第八十八条、第九十二条、第一百一条、第一百四条、第一百七条、第一百八条、第一百十五条、第一百六条、第一百八条、第一百二十一條及びに第一百二十九条の規定 平成二十年十月一日

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八十二条 附則第七十九条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十年度の予算から適用し、平成十九年度の収入及び支出並びに同年度以前の各年度の決算に関する措置は、なお従前の例による。

第八十三条 附則第八十条の規定による改正後の特別会計に関する法律第百十一条第五項及び第七項、第一百十三条第五項、第一百四条第七項並びに附則第二十九条の規定は、平成二十一年度の予算から適用し、平成二十年度の予算に関する附則第八十条の規定による改正前の同法第百十一条第五項第一号イ中「健康保険事業の保険料」とあるのは、「健康保険法の規定による社会保険府長官が徴収する保険料」と、同項第二号イ中「健康保険事業の保険給付費」とあるのは、「健康保険事業の保険給付費及び全国健康保険協会への交付金」と、同条第七項第一号イ中「及び第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二项、第一百五条、第一百二十四条並びに第百三十二条から第百三十三条までの規定 公布の日

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年四月三〇日法律第二号)

(施行期日等)
第一条 この法律は、公布の日から施行し、平成二十二年四月一日から適用する。

八号) 抄
(検討)

第二条 政府は、真に必要な道路の整備の推進を図る観点から、費用効果分析の結果の適切な活用等により、地域の実情をより反映した効率的かつ効果的に透明性が確保された道路整備事業の実施の在り方にについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(特別会計に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

第五条 第三条の規定による改正前の特別会計に関する法律第百九十八条第三項に規定する道路の整備に関する事業で平成二十一年度以前の年度に国が施行したもの、平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十一年度以降の年度に支出すべきものとされた同項に規定する道路の整備に関する事業に要する費用についての国の負担金その他の経費の交付及び資金の貸付け並びに平成二十一年度以前の年度の歳出予算に係る当該経費の交付及び資金の貸付けで平成二十一年度以降の年度に繰り越されたものの經理については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十五条のうち、特別会計に関する法律第八十五条第三項第一号イの改正規定中「若しくは非化石エネルギー」を「又は非化石エネルギー」に改め、「又はエネルギー」とあるのは、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)第十一条第一号に掲げる業務(同法第二条第七項第一号から第五条第一号までに掲げる特定事業活動又は同条第八項第一号若しくは第二号に掲げる特定設備の設置若しくは改善に係るものに限る。)を削る。」とあるのは、二又はエネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)第十一条第一号に掲げる業務(同法第二条第七項第一号から第四号までに掲げる特定事業活動又は同条第八項第一号までに掲げる特定設備の設置若しくは改善に係るものに限る。)を削る。」とあるのは、

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年五月一日法律第三十七号)

第一条 この法律は、この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二一年六月二十四日法律第五号)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年六月二十四日法律第五号)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四十三条の規定 公布の日

四十三條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

附 則 (平成二一年七月八日法律第七〇号)

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十条 この法律の施行の日が独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第十一号)の施行の日前である場合には、第三条のうち、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第十五三条第三項の改正規定中「附則第十五三条第三項中」とあるのは「附則第十四条第二項及び第十五三条第三項中」とし、前条のうち、特別会計に関する法律第八十五条第三項第一号イの改正規定中「可燃性天然ガス及び石炭の利用の促進又は」とあるのは「可燃性天然ガス及び石炭の利用の促進若しくは」とする。

第十一条 この法律の施行に伴う経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二一年三月三一日法律第一五号)

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二一年三月三一日法律第一九号)

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

第十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二一年三月三一日法律第二〇号)

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二二年二月三日法律第二号)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日法律第五号)

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

第十四条 附則第一条から第四条までに定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二二年五月二八日法律第三七号)

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

第十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第二十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第二十四条 附則第一条から第七条までに掲げる改正規定を除く。

附 則 (平成二三年三月三一日法律第五号)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二三年三月三一日法律第五号)

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二十五条 附則第一条から第七条までに掲げる改正規定を除く。

附 則 (平成二三年三月三一日法律第五号)

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二十六条 附則第一条から第七条までに掲げる改正規定を除く。

附 則 (平成二三年三月三一日法律第五号)

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二十七条 附則第一条から第七条までに掲げる改正規定を除く。

附 則 (平成二三年三月三一日法律第五号)

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

第二十八条 附則第一条から第七条までに掲げる改正規定を除く。

附 則 (平成二三年三月三一日法律第五号)

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

第二十九条 附則第一条から第七条までに掲げる改正規定を除く。

附 則 (平成二三年三月三一日法律第五号)

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

第三十条 附則第一条から第七条までに掲げる改正規定を除く。

第三十一条 附則第一条から第七条までに掲げる改正規定を除く。

るべき金額があるときは、当該金額のうち、空港整備事業等（新特別会計附則第二百五十九条の三第三項に規定する空港整備事業等をいう。以下この条において同じ。）に係るものには新特別会計に基づく自動車安全特別会計（以下この条において「新自動車安全特別会計」とする。）の空港整備勘定に、旧社会資本整備事業特別会計の治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定に規定する復興事業をいう。以下この条において同じ。）に係るものには新特別会計法に基づく東日本大震災復興特別会計（以下「新東日本大震災復興特別会計」という。）に係るものには（空港整備事業等に係るもの）を除く。）で復興事業（新特別会計法第二百二十二条第二項に規定する復興事業をいう。以下この条において同じ。）に係るものには新特別会計法に基づく東日本大震災復興特別会計（以下「新東日本大震災復興特別会計」という。）に係の他のものは一般会計に、それぞれ繰り入れるものとする。

理基金特別会計から旧社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定に繰り入れられた繰入金の金額の合計額と、同条第二項の規定により旧社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れられた繰入金の金額の合計額との差額がある場合においては、後日、当該差額に相当する金額に達するまでの金額を、予算で定めることにより、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

項並びに第十九条の規定は、公布の日から施行する。
第十一條 旧森林保険特別会計の平成二十六年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関するは、なお從前の例による。
この法律の施行の際、旧森林保険特別会計に所属する権利及び義務のうち、附則第八条第一項各号に掲げるものは、一般会計に帰属するものとする。

とされる場合におけるこの法律の施行後にして
行為に対する罰則の適用については、なお従前
の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもの
のほか、この法律の施行に關し必要な経過措置
(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人
事院の所掌する事項については、人事院規則)
で定める。

付則 (平成二七年三月三一日法律第二二二)

(自動車安全特別会計に関する経過措置)
第十三条 旧特別会計法に基づく自動車安全特別会計の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。
(東日本大震災復興特別会計に関する経過措置)
第十四条 旧特別会計法に基づく東日本大震災復興特別会計の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。
附 則 (平成二十五年一月二二日法律第八号抄)
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条及び第四条並びに附則第四条及び第六条の規定は、平成二十六年十一月一日から施行する。
附 則 (平成二六年三月三一日法律第五号抄)
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条並びに附則第三条の規定による改正後の特別会計に関する法律の関する法律の規定は、平成二十六年度の予算から適用する。
(第四条の規定による特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第六条 第四条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十六年度の予算から適用する。

(罰則に関する経過措置)
第十九条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第二十条 附則第二条から第十一条まで及び第十三条並びに前条に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成二六年五月二一日法律第六〇号) 抄
(施行期日) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十二条の規定 公布の日
(処分等の効力)
第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。
(罰則に関する経過措置)
第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有すること

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律附則第一条第二号の改正規定（「平成二十七年四月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める部分に限る。）並びに第四条中地方税法等の一部を改正する法律附則第一条第四号及び第六号の改正規定、同法附則第十三条第二項の改正規定並びに同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第二十六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及び地方法人特別税並びにこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十七条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十七年三月三一日法律第三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十七年度の予算から適用する。

附 則 (平成二七年五月七日法律第一七号) 抄 (平成二七八年四月一日から施行する。)

第一条 この法律は、平成二七八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年六月二十四日法律第四四号) 抄 (平成二七八年四月一日から施行する。)

第一条 この法律は、平成二八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年七月一七日法律第五九号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一、次条から附則第七条まで並びに附則第十一条、第十三条第二項、第十四条及び第二十六条の規定 公布の日

(特別会計に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 旧貿易再保険特別会計の平成二十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算においては、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧貿易再保険特別会計に所属する権利及び義務は、附則第十二条の規定により会社に承継されるものを除き、政令で定めるところにより、一般会計に帰属するものとする。

3 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に対し、この法律の施行前に貿易保険法の一部を改正する法律(平成十一年法律第二百二号)による改正前の貿易保険法による政府の保険及び旧貿易保険法による政府の再保険に關して取得した債権又は回収金を受ける権利であつて、対外債務を履行することが著しく困難であると認められる國の政府、地方公共団体若しくはこれらに準ずる者は、当該国の人若しくは人に關するものについて、国際約束で定めるところにより、免除又は放棄したために必要な経費に相当する額の交付金を交付することができる。

4 この法律の施行前に旧特別会計法第八十六条第一項第一号及び第二号に掲げる経費の財源に充てるために旧特別会計法第六条及び第八十六条第一項の規定により繰り入れられた金額は、国から会社に対し無利子で貸し付けられたものとみなす。

5 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第二十五条 この法律(附則第一条第一号に掲げた規定については、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日法律第一三号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一、第一項中地方税法附則第八条中第十一項を

第十三項とし、第七項から第十項までを二項ずつ繰り下げ、第六項の次に二項を加える改正規定並びに第六条(地方税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号)附則第十七条第二項の改正規定及び次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第三条第十二項及び第十三項並びに第十六条第十一項及び

五の四 第二条(第四号及び第五号の二に掲げる改正規定を除く。)、第七条中地方財政法第十二項の規定 公布の日

二から五の三まで 略

2 附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)第十二条第三項の規定による都道府県から国に払い込まれた地方法人特別税の収入については、旧特別会計法附則第十一条第二項(地方法人特別税の収入に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成二八年三月三一日法律第一八号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日法律第二二号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年五月一八日法律第三九号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一、第一項並びに次条から附則第四条まで、附則第九条及び附則第十八条の規定 公布の日

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十八年度の予算から適用する。

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年五月一八日法律第三九号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一、第一項並びに次条から附則第四条まで、附則第九条及び附則第十八条の規定 公布の日

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 附則第六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧漁損法第二条第三

則第十一條第二項の改正規定、第五条の規定並びに第六条中特別会計に関する法律第百二条第二項の改正規定及び同法附則第十九条の二の改正規定（「令和元年度」を「令和三年度」に改める部分を除く。）並びに附則第九条第二項及び第十一條第一項の規定 令和三年四月一日
 （特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九条 第六条の規定（附則第一条第四号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の特別会計に関する法律の規定は、令和二年度の予算から適用し、令和元年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

2 第六条の規定（附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の特別会計に関する法律の規定は、令和三年度の予算から適用し、令和二年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

第三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることによる。（政令への委任）

第三十二条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和二年六月五日法律第四〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第一条中国国民年金法第八十七条第三項の改正規定、第四条中厚生年金保険法第一百条の三の改正規定、同法第一百条の十第一項の改正規定（同項第十号の改正規定を除く。）及び同法附則第二十三条の二第一項の改正規定、第六条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条の規

定（同号に掲げる改正規定を除く。）、第二十条中確定給付企業年金法第三十六条第二項第一号の改正規定、第二十一条中確定拠出年金法第四十八条の三、第七十三条及び第八十九条第一項第三号の改正規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第三項の表改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項及び第四十条第八項の改正規定、第二十九条中健康保険法附則第五条の四、第五条の六及び第五条の七の改正規定、次条第二項から第五項まで及び附則第十二条の規定、附則第四十二条中国国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号。次号及び附則第四十二条から第四十五条までにおいて「昭和六十一年国民年金法等正法」という。）附則第二十条及び第六十四条の改正規定、附則第五十五条中被用者年金制度の一元化等を図るために厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年二元化法」という。）附則第二十三条第三項、第三十六条第六項、第六十条第六項及び第八十五条の改正規定、附則第五十六条の規定、附則第九十五条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第二の百七の項の改正規定並びに附則第九十七条の規定）
 公布の日

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八十七条 改正後機構法附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する改正後機構法第十六条第二項の規定による納付金に相当する金額は、前条の規定による改正前の特別会計に関する法律第一百十一条第二項、第三項及び第六项並びに第一百四十四条第九項の規定の例により、年金特別会計の業務勘定から同会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定に繰り入れるものとする。この場合において、前条の規定による改正前の特別会計に関する法律第一百十一条第六項第二号ホ中「厚生年金勘定」とあるのは、「国民年金勘定及び厚生年金勘定」とする。（政令への委任）

附 則（令和二年六月五日法律第四〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年六月五日法律第四〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

定により読み替えて適用する施行日新支援法第七一条の二十六の規定により令和七年六月三十日までの間に行われる公債の発行は、旧子ども・子育て支援勘定の負担において行うものとし、当該公債に関する権利義務は、同年七月一日において、子ども・子育て支援特別会計の子ども・子育て支援勘定に帰属する。

(第十八条の規定による特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 第十八条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、令和八年度の予算から適用し、令和七年度の収入及び支出並びに同

年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(第十九条の規定による特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 第十九条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、令和八年度の予算から適用し、令和七年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四十五条 この法律(附則第一条第四号から第六号までに掲げる規定については、当該規定以下この条において同じ。)の施行前にした行為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十六条 この附則に定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第四十八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、少子化の進展に対処するための子ども及び子育ての支援に関する施策の在り方について、加速化プラン実施施策の実施状況及びその効果並びに前条第二項の観点を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。